

カード会員規約 : 新旧対照表

旧	新
<p>第1章 一般条項</p> <p>第1条 (本会員)</p> <p>本会員とは、カード会員規約（以下「本規約」といいます。）を承認のうえ、ワイジェイカード株式会社（以下「当社」といいます。）が発行するクレジットカード（以下「カード」といいます。）への入会を申し込み、当社が入会を承諾した方をいいます。</p>	<p>第1章 一般条項</p> <p>第1条 (本会員)</p> <p>1.本会員とは、カード会員規約（以下「本規約」といいます。）を承認のうえ、ワイジェイカード株式会社（以下「当社」といいます。）が発行するクレジットカード（以下「カード」といいます。）への入会を申し込み、当社が入会を承諾した方をいいます。</p> <p>2.本会員は、当社が入会を承諾し、所定の手続を完了した日をもって、当社と間で契約が成立し、本カードへ入会したものとします。</p>
<p>第2条 (家族会員)</p> <p>1.本会員が本条第2項及び第3項の責任を負うことを承認した家族で、当社が適格と認められた方を家族会員（以下本会員と家族会員を併せて「会員」といいます。）とします。家族会員は、本会員が退会その他の理由で会員資格を喪失した場合には当然に会員資格を喪失します。</p> <p>2.本会員は、当社が家族会員用に発行したクレジットカード（以下「家族カード」といいます。）又は会員番号を利用して決済をした金額を、家族会員が指定した支払方法により当社に支払うものとします。その他、本会員は、家族会員が家族カード又は会員番号を利用したことにより生じる全ての責任を負うものとします。この場合、家族会員は、当社が本会員に家族カードの利用内容・利用状況等を通知することをあらかじめ承諾するものとします。</p>	<p>第2条 (家族会員)</p> <p>1.本会員が本条第2項及び第3項の責任を負うことを承認した家族で、当社が適格と認められた方を家族会員（以下本会員と家族会員を併せて「会員」といいます。）とします。家族会員は、当社が適格と認め、所定の手続を完了した日をもって、本カードへ入会したものとします。ただし、家族会員は、本会員が退会その他の理由で会員資格を喪失した場合には当然に会員資格を喪失します。</p> <p>2.本会員は、当社が家族会員用に発行した本カード（以下「家族カード」といいます。）又は会員番号を利用して決済をした金額を、家族会員が指定した支払方法により当社に支払うものとします。その他、本会員は、家族会員が家族カード又は会員番号を利用したことにより生じる全ての責任を負うものとします。この場合、家族会員は、当社が本会員に家族カードの利用内容・利用状況等を通知することをあらかじめ承諾するものとします。</p>
<p>第3条 (カードの貸与・管理・有効期限)</p> <p>9.当社が認めた会員には、半導体集積回路の機能を組み込んだカード（以下「ICカード」といいます。）又はEdy機能付カード（以下「Edyカード」といいます。）を貸与します。会員は、ICカード又はEdyカードに格納された機能を利用して当社又は当社の提携先が行う各種サービスを受けることができるものとします。</p> <p>10.会員は、ICカード又はEdyカードの毀損、分解、格納された情報の漏洩、複製、改ざん又は解析等を行わないものとします。</p>	<p>第3条 (カードの貸与・管理・有効期限)</p> <p>9.当社が認めた会員には、半導体集積回路の機能を組み込んだカード（以下「ICカード」といいます。）を貸与します。会員は、ICカードに格納された機能を利用して当社又は当社の提携先が行う各種サービスを受けることができるものとします。</p> <p>10.会員は、ICカードの毀損、分解、格納された情報の漏洩、複製、改ざん又は解析等を行わないものとします。</p>
<p>第9条 (カードの機能)</p> <p>1.会員は、カードを利用して当社の加盟店及び国際ブランド会社に加盟した日本国内外の加盟店（以下これら総称して「加盟店」といいます。）で商品の購入やサービスの提供を受けること（以下「カードショッピング」といいます。）ができるものとします。</p> <p>2.会員は、カードを利用して当社、当社と提携関係のあるクレジットカード会社、及び国際ブランド会社並びに国際ブランド会社が提携する金融機関等を通じて金銭の借入を受けること（以下「カードキャッシング」といいます。）ができるものとします。</p> <p>3.当社が貸与したカードをEdyカードとして利用する際、カード裏面に表示されたEdy発行元が当社の場合は「KCEdyサービス利用約款」と「KCEdy（電子マネー）特約」が適用されます。尚、Edy発行元が楽天Edy株式会社の場合は「楽天Edyサービス利用約款」と「楽天Edy（電子マネー）特約」が適用されるものとします。</p>	<p>第9条 (カードの機能)</p> <p>1.会員は、カードを利用して当社の加盟店及び国際ブランド会社に加盟した日本国内外の加盟店（以下これら総称して「加盟店」といいます。）で商品の購入やサービスの提供を受けること（以下「カードショッピング」といいます。）ができるものとします。</p> <p>2.会員は、カードを利用して当社、当社と提携関係のあるクレジットカード会社、及び国際ブランド会社並びに国際ブランド会社が提携する金融機関等を通じて金銭の借入を受けること（以下「カードキャッシング」といいます。）ができるものとします。</p> <p>3.削除</p>
<p>第15条 (手数料率、利率の変更)</p> <p>1.当社は、別に定める分割払及びリボルビング払の手数料率、カードキャッシングの利率、遅延損害金の利率（以下総称して「基準利率」といいます。）を、金融情勢等の変化により、変更することができるものとします。なお、変更後の基準利率については、本会員に通知するものとします。</p> <p>2.本規約の定めにかかわらず、当社から変更後の基準利率を通知した後は、通知したときにおけるリボルビング払の未決済残高又はカードキャッシングの未決済残高（以下総称して「残高」といいます。）の全額及び変更後の利用分に対して変更後の基準利率が適用されることに、会員は異議がないものとします。</p> <p>3.当社は、当社が行うキャンペーン等により、会員に対して基準利率よりも低い利率（以下「優遇利率」といいます。）を適用することがあります。この場合、当社からその内容及び適用期間を当社所定の方法により当該会員に通知します。なお、適用開始日時点で残高がある場合は、会員はその全額について通知された優遇利率が適用されること、及び適用終了後以降に残高がある場合は、その全額について基準利率が適用されることに異議がないものとします。ただし、優遇利率適用期間に会員となった場合には、適用期間終了後は基準利率を適用します。</p> <p>4.前項の優遇利率適用後に会員が、本規約に定める期限の利益の喪失事項に該当した場合は、当社所定の基準利率が適用されるものとします。</p>	<p>第15条 (手数料率、利率の変更)</p> <p>1.当社は、別に定める分割払及びリボルビング払の手数料率、カードキャッシングの利率、遅延損害金の利率（以下総称して「基準利率」といいます。）を、金融情勢等の変化により、変更することができるものとします。なお、変更後の基準利率については、本会員に通知するものとします。</p> <p>2.本規約の定めにかかわらず、当社から変更後の基準利率を通知した後は、変更後の利用分に対してのみ、変更後の基準利率が適用されることに、会員は異議がないものとします。</p> <p>3.削除</p> <p>4.削除</p>
<p>第16条 (費用等の負担)</p> <p>会員は、当社に対するカード利用による支払金の支払に要する以下に定める費用を負担するものとします。</p> <p>(1)会員は、支払を遅滞したことにより当社が金融機関に再度口座振替の依頼をした場合は、再振替手数料として1回につき200円（税別）、振込用紙を送付した場合は、振込用紙送付手数料として送付回数1回につき200円（税別）を別に支払うものとします。</p>	<p>第16条 (費用等の負担)</p> <p>会員は、当社に対するカード利用による支払金の支払に要する以下に定める費用を負担するものとします。</p> <p>(1)会員は、支払を遅滞したことにより当社が振込用紙を送付した場合は、振込用紙送付手数料として当社所定の手数料を別に支払うものとします。なお、当該手数料は、当社所定のウェブサイト又は会員サイトで告知その他当社所定の方法でお知らせします。</p>

<p>第19条（カード利用の停止、会員資格取消し）</p> <p>1. 会員が、支払いを怠る等本規約に違反し若しくは違反するおそれがある場合、会員のカード利用状況について、換金目的とした商品購入の疑いがある等不審又は不審があると当社が認めた場合、会員が前条の再審査に協力しない場合、再審査の結果によりカード利用の継続が不適切であると当社が認めた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は会員に通知することなく次の措置をとることができるものとします。</p> <p>(1) カードの利用断り</p> <p>(2) カードの利用停止（カードショッピングの全部又は一部の利用停止、カードキャッシングの全部又は一部の利用停止及びカード付帯サービス・機能の全部又は一部の利用停止を含みます。）</p> <p>(3) 加盟店等に対する当該カードの無効通知</p> <p>(4) 当社が必要と認めた法的措置2. 前項各号の措置は、加盟店を通じて行われる他、当社所定の方法によるものとします。</p> <p>3. 当社は、会員が次の各号のいずれかの事由に該当した場合又は当社が該当したと判断した場合は、会員に通知することなく会員資格を取消すことができ、加盟店等に当該カードの無効を通知又は登録することがあります。(1) 会員がカードの申し込み、その他当社への申し込み等で虚偽の申告をした場合</p> <p>(2) 会員が本規約のいずれかに違反した場合</p> <p>(3) 会員が支払債務の履行を怠った場合</p> <p>(4) 差押・破産・民事再生申立・取引停止処分があった場合等会員の信用状態が著しく悪化した場合</p> <p>(5) 換金を目的とした商品購入の疑い等、会員のカードの利用状況が不適当若しくは不審があると当社が認めた場合</p> <p>(6) 本規約第22条第1項又は第2項に違反した場合</p> <p>(7) 会員が死亡した場合又は会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡があった場合</p> <p>(8) 前条の再審査によりカード利用の継続が不適当であると当社が認めた場合</p> <p>(9) 会員が本会員として当社から複数枚のカードが貸与され、他のカードについて本項の各号に記載したいずれかに該当する事由が生じた場合</p> <p>(10) 法令で定める本人確認ができない場合</p> <p>4. 前項の場合、会員は、カードを直接当社宛若しくは加盟店等を通じて行われるほか、当社所定の方法により、直ちに当社にカードを返却し又は会員の責任においてカードを廃棄し、本規約に定める支払期限にかかわらず、直ちに当社に対する未払債務を支払うものとします。また、当社がカードの回収に要した一切の費用も会員が負担するものとします。</p> <p>5. 本会員が本条第1項又は第3項に該当した場合には、家族会員も同様の措置を受けることとなります。</p> <p>6. 悪用被害を回避するために当社が必要と認めた場合、会員はカードの差替に協力するものとします。</p>	<p>第19条（カード利用の停止、会員資格取消し）</p> <p>1. 会員が、支払いを怠る等本規約に違反し若しくは違反するおそれがある場合、会員のカード利用状況について、換金目的とした商品購入の疑いがある等不審又は不審があると当社が認めた場合、会員が前条の再審査に協力しない場合、再審査の結果によりカード利用の継続が不適切であると当社が認めた場合、不正被害を未然に防止する必要があると当社が認めた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は会員に通知することなく次の措置をとることができるものとします。</p> <p>(1) カードの利用断り</p> <p>(2) カードの利用停止（カードショッピングの全部又は一部の利用停止、カードキャッシングの全部又は一部の利用停止及びカード付帯サービス・機能の全部又は一部の利用停止を含みます。）</p> <p>(3) 加盟店等に対する当該カードの無効通知</p> <p>(4) 当社が必要と認めた法的措置2. 前項各号の措置は、加盟店を通じて行われる他、当社所定の方法によるものとします。</p> <p>3. 当社は、会員が次の各号のいずれかの事由に該当した場合又は当社が該当したと判断した場合は、会員に通知することなく会員資格を取消すことができ、加盟店等に当該カードの無効を通知又は登録することがあります。(1) 会員がカードの申し込み、その他当社への申し込み等で虚偽の申告をした場合</p> <p>(2) 会員が本規約のいずれかに違反した場合</p> <p>(3) 会員が支払債務の履行を怠った場合</p> <p>(4) 差押・破産・民事再生申立・取引停止処分があった場合等会員の信用状態が著しく悪化した場合</p> <p>(5) 換金を目的とした商品購入の疑い等、会員のカードの利用状況が不適当若しくは不審があると当社が認めた場合</p> <p>(6) 本規約第22条第1項又は第2項に違反した場合</p> <p>(7) 会員が死亡した場合又は会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡があった場合</p> <p>(8) 前条の再審査によりカード利用の継続が不適当であると当社が認めた場合</p> <p>(9) 会員が本会員として当社から複数枚のカードが貸与され、他のカードについて本項の各号に記載したいずれかに該当する事由が生じた場合</p> <p>(10) 法令で定める本人確認ができない場合</p> <p>4. 前項の場合、会員は、カードを直接当社宛若しくは加盟店等を通じて行われるほか、当社所定の方法により、直ちに当社にカードを返却し又は会員の責任においてカードを廃棄し、本規約に定める支払期限にかかわらず、直ちに当社に対する未払債務を支払うものとします。また、当社がカードの回収に要した一切の費用も会員が負担するものとします。</p> <p>5. 会員は、会員資格の取消後であっても、そのカードに関して生じた一切のカード利用代金等（当社に新たに到着した売上情報を含みます。）について、本規約に基づきその支払の責任を負うものとします。</p> <p>6. 本会員が本条第1項又は第3項に該当した場合には、家族会員も同様の措置を受けることとなります。</p> <p>7. 悪用被害を回避するために当社が必要と認めた場合、会員はカードの差替に協力するものとします。</p>
<p>第20条（退会）</p> <p>6. 会員は、当社所定の退会手続を行った後も、そのカードに関して生じた一切のカード利用代金等について、当社から請求があった場合、その支払いの責任を負うものとします。</p>	<p>第20条（退会）</p> <p>6. 会員は、当社所定の退会手続を行った後も、そのカードに関して生じた一切のカード利用代金等（当社に新たに到着した売上情報を含みます。）について、当社から請求があった場合、本規約に基づきその支払いの責任を負うものとします。</p>
<p>第21条（期限の利益喪失）</p> <p>1. 会員は、次のいずれかに該当する場合には、何らの通知、催告を受けることなく当社に対する一切の未払債務について当然に期限の利益を喪失し、その債務全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>(1) 会員が1回払のカードショッピング又はカードキャッシングを利用した場合において、当該支払金の支払を1回でも遅滞した場合（ただし、カードキャッシングの利息については、利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲内においてのみ効力を有します。）</p> <p>(2) 会員が支払日に分割払の分割支払金、ボーナス払の支払分又はリボルビング払の弁済金の支払を遅滞し、当社から20日以上相当の期間を定めてその支払を書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかった場合</p> <p>(3) 前号にかかわらず、会員のカードの利用が指定権利以外の権利の購入及び割賦販売法第35条の3の60第1項に該当する取引において、会員が分割払の分割支払金、ボーナス払の支払分又はリボルビング払の弁済金の支払を1回でも遅滞した場合</p> <p>(4) 会員が自ら振出し若しくは引受けた手形、小切手が不渡りになった場合、又は一般の支払を停止した場合</p> <p>(5) 会員が差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立を受けた場合（ただし、信用に関しないものは除きます。）</p> <p>(6) 会員が滞納処分又は銀行取引停止処分を受けた場合</p> <p>(7) 会員が破産手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始若しくは会社更生開始の申立を受けた場合、又は自らこれらの申立をした場合</p> <p>(8) 会員が債務整理のための和解、調停等の申立を受けた場合又は自らこれらの申立をした場合</p> <p>(9) 当社が会員について債務整理のため弁護士等に依頼した旨の通知を受けた場合</p> <p>(10) 会員が購入した商品（権利を含みます。）の質入、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をした場合</p> <p>(11) 当社が会員資格を取消した場合</p> <p>2. 会員は、次のいずれかに該当する場合には、当社の請求により当社に対する一切の未払債務について期限の利益を喪失し、その債務全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>(1) 会員が本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となる場合</p> <p>(2) カードの債務とは異なる会員の債務の保証を当社がしているときに、当社が保証先に保証の中止若しくは解約の申入れをした場合又は保証先から保証債務履行の請求を受けた場合</p> <p>(3) 相続が開始した場合</p> <p>(4) その他会員の信用状態が著しく悪化した場合</p> <p>(5) 会員が当社の発行するカードを複数所持している場合において、その1枚のカードについて本条に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じた場合</p>	<p>第21条（期限の利益喪失）</p> <p>1. 会員は、次のいずれかの事由に該当するときには、何らの通知、催告を受けることなく当社に対する一切の未払債務について当然に期限の利益を喪失し、その債務全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>(1) 会員がカードショッピング（ただし、1回払に限りません。）又はカードキャッシングを利用した場合において、当該支払金の支払を1回でも遅滞したとき（ただし、カードキャッシングの利息については、利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲内においてのみ効力を有します。）</p> <p>(2) 会員がカードショッピングを利用した場合において、支払日に分割払の分割支払金、ボーナス払の支払分又はリボルビング払の弁済金の支払を遅滞し、当社から20日以上相当の期間を定めてその支払を書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき</p> <p>(3) 前号にかかわらず、会員のカードの利用が指定権利以外の権利の購入及び割賦販売法第35条の3の60第1項に該当する取引において、会員が分割払の分割支払金、ボーナス払の支払分又はリボルビング払の弁済金の支払を1回でも遅滞したとき</p> <p>(4) 会員が自ら振出し若しくは引受けた手形、小切手が不渡りになったとき、又は一般の支払を停止したことを当社が知ったとき</p> <p>(5) 会員が差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立を受けたことを当社が知ったとき（ただし、信用に関しないものは除きます。）</p> <p>(6) 会員が滞納処分又は銀行取引停止処分を受けたことを当社が知ったとき</p> <p>(7) 会員が破産手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始若しくは会社更生開始の申立を受けた場合、又は自らこれらの申立をしたことを当社が知ったとき</p> <p>(8) 会員が債務整理のための和解、調停等の申立を受けたとき又は自らこれらの申立をしたとき</p> <p>(9) 当社が会員について債務整理のため弁護士等に依頼した旨の通知を受けたとき</p> <p>(10) 会員が購入した商品（権利を含みます。）の質入、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしたことを当社が知ったとき</p> <p>(11) 当社が会員資格を取消したとき</p> <p>2. 会員は、次のいずれかの事由に該当するときには、当社の請求により当社に対する一切の未払債務について期限の利益を喪失し、その債務全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>(1) 会員が本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき</p> <p>(2) カードの債務とは異なる会員の債務の保証を当社がしているときに、当社が保証先に保証の中止若しくは解約の申入れをした場合又は保証先から保証債務履行の請求を受けたとき</p> <p>(3) その他会員の信用状態が著しく悪化したことを当社が知ったとき</p> <p>(4) 会員が当社の発行するカードを複数所持している場合において、その1枚のカードについて本条に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じたとき</p>
<p>第26条（債権譲渡の承諾）</p> <p>1. 会員は、当社が会員に対して有する本契約に基づく債権を、必要に応じて金融機関又は債権回収会社等に譲渡、担保提供その他の処分をすること及び当社が譲渡した債権を譲受人から再び譲り受けることについて、あらかじめ異議なく承諾します。</p>	<p>第26条（債権譲渡の承諾）</p> <p>1. 会員は、当社が会員に対して有する本契約に基づく債権を、必要に応じて金融機関又は債権回収会社等に譲渡、担保提供その他の処分をすること及び当社が譲渡した債権を譲受人から再び譲り受けることについて、あらかじめ承諾します。</p> <p>2. 会員は、前項の債権譲渡に関して、当社に対して有し、又は将来有することとなる相殺の抗弁、同時履行の抗弁、無効・取消し・解除の抗弁、消滅時効の抗弁その他一切の抗弁を放棄し、また、契約の不成立、不存在を主張しないものとします。ただし、第36条に基づく支払停止の抗弁は、この限りではありません。</p>

<p>第28条（規約の変更）</p> <p>1. 当社は本規約の一部若しくは全てを変更する場合は、当社ホームページ（www.yjcard.jp）での告知その他当社所定の方法により本会員にその内容をお知らせいたします。なお、当社からその内容をお知らせした後に、<u>会員が本カードを使用したとき又は3カ月以内に異議を述べない場合は、会員は変更内容を承諾したものとみなされることに異議のないものとします。</u></p> <p>2. 会員が本規約を承諾しない場合には、会員又は当社から解約することができるものとし、カード利用開始前に貸与したカードを切断する等廃棄したうえで、当社所定の手続きにより退会するものとします。</p>	<p>第28条（規約の変更）</p> <p>1. <u>会員は、経済状況の変動や法令改正その他の事情により本規約を変更する必要があるが生じた場合には、当社が本規約を変更することがあることを承諾するものとします。</u></p> <p>2. 当社は本規約の一部若しくは全てを変更する場合は、<u>変更内容に応じた期間を設けて、</u>当社ホームページ（www.yjcard.jp）での告知その他当社所定の方法により本会員にその内容をお知らせいたします。なお、当社からその内容をお知らせした後に、<u>会員が本規約の変更日までの間に異議を述べない場合は、会員は変更内容を承諾したものとみなして、変更後の本規約を適用</u>します。</p> <p>3. 会員が本規約を承諾しない場合には、会員又は当社から解約することができるものとし、カード利用開始前に貸与したカードを切断する等廃棄したうえで、当社所定の手続きにより退会するものとします。</p> <p>4. <u>前三項は、付帯サービス等のうち当社が提供する付帯サービス等の利用に関する規定等、その他本規約に付随する特約等にも適用されるものとします。</u></p>
<p>第30条（カードショッピングの利用方法）</p> <p>4. 当社又は提携会社と加盟店との契約が債権譲渡契約の場合、会員は、カードショッピング利用の結果生じた加盟店の会員に対する債権を、当該加盟店が直接、或いは提携会社、国際ブランド会社と提携した銀行・クレジットカード会社を経由して当社に譲渡することについて、あらかじめ異議なく承諾するものとします。会員は、カードショッピングの支払金（カードショッピングの利用代金に手数料を加算した額）を当社に支払うものとします。</p>	<p>第30条（カードショッピングの利用方法）</p> <p>4. 当社又は提携会社と加盟店との契約が債権譲渡契約の場合、会員は、カードショッピング利用の結果生じた加盟店の会員に対する債権を、当該加盟店が直接、或いは提携会社、国際ブランド会社と提携した銀行・クレジットカード会社を経由して当社に譲渡することについて、あらかじめ承諾するものとし、<u>当該債権譲渡に関して、当該加盟店に対して有し、又は将来有することとなる相殺の抗弁、同時履行の抗弁、無効・取消し・解除の抗弁、消滅時効の抗弁その他一切の抗弁を放棄し、また、契約の不成立、不存在を主張しないものとします。ただし、当社に対し、第36条に基づく支払停止の抗弁を主張する場合は除きます。</u>会員は、カードショッピングの支払金（カードショッピングの利用代金に手数料を加算した額）を当社に支払うものとします。</p>
<p>第32条（カードショッピングの支払方法）</p> <p>(4) 会員がリボルビング払を指定した場合、毎月の締切日時点のリボルビング利用残高（以下「利用残高」といいます。）に基づく支払元金（ただし、支払元金が取り決めた金額以下となる場合は残金全額となります。）に手数料を加算した金額（以下「弁済金」といいます。）を会員は支払う（ただし、会員が支払日前に弁済金を支払った場合でも当社が請求した手数料全額をいただきます。）ものとします。ボーナス併用リボルビング払を指定した場合、ボーナス月は、夏期6月、7月、8月のいずれかと、冬期12月、1月のいずれかの組合せとし、加算月及び加算額は、会員が当社に届け出るものとします。また、会員の申し出があり当社が承認した場合は、毎月の支払元金の変更、翌月の支払元金の増額支払ができるものとします。なお、手数料は、当社所定の手数料率により月割りで計算した額となり、弁済金の具体的算定例は、本規約の末尾に記載するとおりとします。</p>	<p>第32条（カードショッピングの支払方法）</p> <p>(4) 会員がリボルビング払を指定した場合、毎月の締切日時点のリボルビング利用残高（以下「利用残高」といいます。）に基づく支払元金（ただし、支払元金が取り決めた金額以下となる場合は残金全額となります。）に手数料を加算した金額（以下「弁済金」といいます。）を会員は支払う（ただし、会員が支払日前に弁済金を支払った場合でも当社が請求した手数料全額をいただきます。）ものとします。ボーナス併用リボルビング払を指定した場合、ボーナス月は、夏期6月、7月、8月のいずれかと、冬期12月、1月のいずれかの組合せとし、加算月及び加算額は、会員が当社に届け出るものとします。また、会員の申し出があり当社が承認した場合は、毎月の支払元金の増額又は会員が指定した請求月のみ支払元金の増額による支払ができるものとします。ただし、<u>会員が指定した請求月のみ支払元金の増額をした場合において、会員が当該増額に係る支払金の弁済を怠ったときには、当社は増額の申出が撤回されたものとみなし、増額前の元金及びこれに附随する手数料・遅延損害金のみを請求対象とすることができます。</u>なお、手数料は、当社所定の手数料率により月割りで計算した額となり、弁済金の具体的算定例は、本規約の末尾に記載するとおりとします。</p>
<p>第33条（遅延損害金）</p> <p>1. 会員がカードショッピングの支払金（以下本条において「支払金」といいます。）を遅滞した場合は、支払日の翌日から支払済の日に至るまで当該支払金に対し、以下の年率（年365日とする日割計算。ただし、うるう年は年366日とします。）を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。</p> <p>(1) 分割払又はボーナス払であり、かつ商品や指定権利の購入又は役務の受領にかかわる取引については、当該支払金に対し、年14.6%を乗じた額とカードショッピングの支払金の残金全額に対し、商事法定利率を乗じた額のいずれか低い額。ただし第10条第3項、第11条第6項又は前条第4項により当社が翌月に一括して請求した取引については、除きます。</p> <p>(2) 前号以外の取引及び割賦販売法第35条の3の60第1項に該当する取引については、当該支払金に対し、年14.6%を乗じた額。</p> <p>2. 会員が期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまでカードショッピングの支払金の残金全額に対し、以下の年率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。</p> <p>(1) 前項第1号の取引については、カードショッピングの支払金の残金全額に対し、商事法定利率を乗じた額。</p> <p>(2) 前項第2号の取引については、カードショッピングの支払金の残金全額に対し、年14.6%を乗じた額。</p>	<p>第33条（遅延損害金）</p> <p>1. 会員がカードショッピングの支払金（以下本条において「支払金」といいます。）を遅滞した場合は、支払日の翌日から支払済の日に至るまで当該支払金に対し、以下の年率（年365日とする日割計算。ただし、うるう年は年366日とします。）を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。</p> <p>(1) 分割払又はボーナス払であり、かつ商品や指定権利の購入又は役務の受領にかかわる取引については、当該支払金に対し、年14.6%を乗じた額とカードショッピングの支払金の残金全額に対し、法定利率を乗じた額のいずれか低い額。ただし第10条第3項、第11条第6項又は前条第4項により当社が翌月に一括して請求した取引については、除きます。</p> <p>(2) 前号以外の取引及び割賦販売法第35条の3の60第1項に該当する取引については、当該支払金に対し、年14.6%を乗じた額。</p> <p>2. 会員が期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまでカードショッピングの支払金の残金全額に対し、以下の年率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。</p> <p>(1) 前項第1号の取引については、カードショッピングの支払金の残金全額に対し、法定利率を乗じた額。</p> <p>(2) 前項第2号の取引については、カードショッピングの支払金の残金全額に対し、年14.6%を乗じた額。</p> <p>3. <u>当社は、遅延損害金を次回以降のご利用代金、手数料、利息のお支払いと合算して請求することができるものとします。ただし、当社の判断により次回以降の支払時以外のときに請求することがあり、会員はこれを承認することとします。</u></p>
<p>第34条（早期完済の場合の特約）</p> <p>会員は、当初の契約のとおり分割払を履行している場合には、約定支払期間の途中で残金全額を一括して支払ったときは早期完済をすることもできます。この場合の支払金額は下記計算式により算出した金額とします。</p> <p>未払分割支払金合計－期限未到来の手数料＋早期完済手数料</p> <p>ただし、期限未到来の分割払手数料は、78分法又はそれに準ずる当社所定の計算方法により算出された金額とします。また早期完済手数料は、期限未到来の手数料に対し、10%を超えない範囲の当社所定の割合を乗じた金額とします。</p>	<p>第34条（早期完済の場合の特約）</p> <p>会員は、当初の契約のとおり分割払を履行している場合には、約定支払期間の途中で残金全額を一括して支払ったときは早期完済をすることもできます。この場合の支払金額は下記計算式により算出した金額とします。</p> <p>未払分割支払金合計－期限未到来の分割払手数料＋早期完済手数料</p> <p>ただし、期限未到来の分割払手数料は、78分法又はそれに準ずる当社所定の計算方法により算出された金額とします。また早期完済手数料は、期限未到来の手数料に対し、10%を超えない範囲の当社所定の割合を乗じた金額とします。</p>
<p>第38条（カードキャッシングの支払方法）</p> <p>2. 会員が支払方法の変更を当社所定の方法により申し出、当社が認めた場合には、支払方法を変更することができるものとします。この場合、会員は、本条記載の変更後の支払方法により支払うものとします。</p>	<p>第38条（カードキャッシングの支払方法）</p> <p>2. 会員が支払方法の変更を当社所定の方法により申し出、当社が認めた場合には、支払方法を変更することができるものとします。この場合、会員は、本条記載の変更後の支払方法により支払うものとします。<u>なお、会員の申出があり当社が承認した場合は、毎月の支払元金の増額又は会員が指定した請求月のみ支払元金の増額による支払ができるものとします。ただし、会員が指定した請求月のみ支払元金の増額をした場合において、会員が当該増額に係る支払金の弁済を怠ったときには、当社は増額の申出が撤回されたものとみなし、増額前の元金及びこれに附随する手数料・遅延損害金のみを請求対象とすることができます。</u></p>
<p>第41条（遅延損害金）</p> <p>会員がカードキャッシングの支払金の支払を遅延した場合は、カードキャッシング利用代金に対し、支払日の翌日から支払済の日に至るまで当該支払金のうち元本部分に対して、また、期限の利益を喪失した場合は期限の利益を喪失した日より完済に至るまで、カードキャッシングの未払債務（元本分）に対し、本規約末尾に記載の遅延損害金（年365日とする日割計算。ただし、うるう年は年366日とします。）を支払うものとします。</p>	<p>第41条（遅延損害金）</p> <p>会員がカードキャッシングの支払金の支払を遅延した場合は、カードキャッシング利用代金に対し、支払日の翌日から支払済の日に至るまで当該支払金のうち元本部分に対して、また、期限の利益を喪失した場合は期限の利益を喪失した日より完済に至るまで、カードキャッシングの未払債務（元本分）に対し、本規約末尾に記載の遅延損害金（年365日とする日割計算。ただし、うるう年は年366日とします。）を支払うものとします。<u>なお、当社は、遅延損害金を次回以降のご利用代金、手数料、利息のお支払いと合算して請求することができるものとします。ただし、当社の判断により次回以降の支払時以外のときに請求することがあり、会員はこれを承認することとします。</u></p>
<p><制定・改廃></p> <p>・2017年10月9日</p>	<p><制定・改廃></p> <p>・2020年4月1日</p>

個人情報の取扱いに関する同意条項： 新旧対照表

旧	新
<p>第6条（本規約の不同意の場合） 当社は、会員が本契約に必要な記載事項の記載を希望しない場合又は本規約の内容の全部若しくは一部を承認できない場合、本契約をお断りすることや退会の手続きをとる場合があります。ただし、第2条及び第4条に同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約をお断り又は退会の手続きをすることはありません。</p>	<p>第6条（<u>本同意条項</u>の不同意の場合） 当社は、会員が本契約に必要な記載事項の記載を希望しない場合又は<u>個人情報の取扱いに関する同意条項（以下、「本同意条項」といいます。）</u>の内容の全部若しくは一部を承認できない場合、本契約をお断りすることや退会の手続きをとる場合があります。ただし、第2条及び第4条に同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約をお断り又は退会の手続きをすることはありません。</p>
<p>第7条（利用・提供中止の申出） 第2条及び第4条による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用、提供している場合であっても、中止の申出があった場合はそれ以降の当社での利用、他社への提供を中止する措置をとります。ただし、請求書送付や本規約改定のお知らせ等業務上必要な書類に同封又はメール送信される宣伝物・印刷物についてはこの限りではありません。なお、会員が貸金業法で定める勧誘を希望しない場合には、当社所定の方法により申し出するものとし、その申出があった場合には、法令等で定める期間、当社から金融商品の勧誘は行わないものとします。</p>	<p>第7条（利用・提供中止の申出） 第2条及び第4条による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用、提供している場合であっても、中止の申出があった場合はそれ以降の当社での利用、他社への提供を中止する措置をとります。ただし、請求書送付や<u>会員規約</u>改定のお知らせ等業務上必要な書類に同封又はメール送信される宣伝物・印刷物についてはこの限りではありません。なお、会員が貸金業法で定める勧誘を希望しない場合には、当社所定の方法により申し出するものとし、その申出があった場合には、法令等で定める期間、当社から金融商品の勧誘は行わないものとします。</p>
<p>第9条（条項の変更） 本同意条項は法令等の定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。</p>	<p>第9条（条項の変更） 本同意条項は<u>会員規約に定める変更手続き</u>により、必要な範囲内で変更できるものとします。</p>
<p>2017年10月9日</p>	<p><u>2020年4月1日</u></p>

KC MONEY CARD会員規約： 新旧対照表

旧	新
<p>第1章 一般条項第1</p> <p>2. 本規約に基づく契約は、当社が入会を承諾し、審査により会員の入会を承認し、所定の手続を完了した日をもってたときに成立するものとします。</p>	<p>第1章 一般条項第1</p> <p>2. 本規約に基づく契約は、当社が審査により会員の入会を承認し、所定の手続を完了した日をもって成立するものとします。</p>
<p>第 5 条 (支払方法)</p> <p>4. 支払日に支払債務の口座振替等ができない場合には、当社所定の方法により当該支払債務を支払うものとし、金融機関等との約定により、支払日以降任意の日に、支払債務の全額又は一部につき口座振替等できるものとします。<u>この場合、会員は再度の口座振替手続きの費用を支払うものとします。</u></p>	<p>第 5 条 (支払方法)</p> <p>4. 支払日に支払債務の口座振替等ができない場合には、当社所定の方法により当該支払債務を支払うものとし、金融機関等との約定により、支払日以降任意の日に、支払債務の全額又は一部につき口座振替等できるものとします。</p>
<p>第 7 条 (利率の変更)</p> <p>2. 本規約の定めにかかわらず、当社から変更後の基準料率を通知した後は、<u>通知したときにおけるキャッシングの未決済残高（以下「残高」といいます。）の全額及び変更後の利用分に対して、変更後の基準料率が適用されることに、会員は異議がないものとします。</u></p> <p>3. <u>当社は、当社が行うキャンペーン等により、会員に対して基準料率よりも低い料率（以下「優遇料率」といいます。）を適用することがあります。この場合、当社からその内容及び適用期間を当社所定の方法により当該会員に通知します。なお、適用開始日時時点で残高がある場合は、会員はその全額について通知された優遇料率が適用されること、及び適用終了後以降に残高がある場合は、その全額について基準料率が適用されることに異議がないものとします。ただし、優遇料率適用期間に会員となった場合には、適用期間終了後は基準料率を適用します。</u></p> <p>4. <u>前項の優遇料率適用後に会員が、本規約に定める期限の利益の喪失事項に該当した場合は、当社所定の基準料率が適用されるものとします。</u></p>	<p>第 7 条 (利率の変更)</p> <p>2. 本規約の定めにかかわらず、当社から変更後の基準料率を通知した後は、変更後の利用分に対してのみ、変更後の基準料率が適用されることに、会員は異議がないものとします。</p> <p>3. 削除</p> <p>4. 削除</p>
<p>第 10 条 (カード利用の停止、会員資格取消し)</p> <p>1. 会員が、支払いを怠る等本規約に違反し若しくは違反するおそれがある場合、会員のカード利用状況について不適当若しくは不審があると当社が認めた場合、前条の再審査に協力しない場合、再審査の結果によりカード利用の継続が不適切であると当社が認めた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は会員に通知することなく次の措置をとることができるものとします。</p> <p>(1) カードの利用断り。</p> <p>(2) カードの利用停止（カード付帯サービス・機能の全部又は一部の利用停止を含む）。</p> <p>(3) 当社が必要と認めた法的措置。</p> <p>2. 前項各号の措置は、当社所定の方法によるものとします。</p> <p>3. 当社は、会員が次の各号のいずれかの事由に該当した又は当社が該当したと判断した場合、会員資格を取消すことがあります。</p> <p>(1) 会員がカードの申込若しくはその他の当社への申込等で虚偽の申告をした場合。</p> <p>(2) 会員が本規約のいずれかに違反した場合。</p> <p>(3) 会員が支払債務の履行を怠った場合。</p> <p>(4) 差押・破産・民事再生申立・取引停止処分があった場合等会員の信用状態が著しく悪化した場合。</p> <p>(5) カードの利用状況が適当でないと当社が認めた場合。</p> <p>(6) 第13条第1項各号のいずれかに該当し、又は第13条第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当社との取引を継続することが不適切であると当社が判断したとき。</p> <p>(7) 第13条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、当社との取引を継続することが不適切であると当社が判断したとき。</p> <p>(8) 前条の再審査によりカード利用の継続が不適切であると当社が認めた場合。</p> <p>(9) 会員が本会員として当社から複数枚のカードが貸与され、他のカードについて本項の各号に記載したいずれかに該当する事由が生じた場合。</p> <p>(10) 法令で定める取引時確認ができない場合。</p> <p>(11) 会員が死亡した場合又は会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡があった場合。</p> <p>(12) その他当社が会員として不適格と判断したとき。</p> <p>4. 前項の場合、会員は、カードを直ちに当社に返却し、本規約に定める支払期限にかかわらず、直ちに当社に対する未払債務を支払うものとします。また、当社がカードの回収に要した一切の費用も会員が負担するものとします。</p> <p>5. 悪用被害を回避するために、当社が必要と認めた場合、会員はカードの差替に協力するものとします。</p>	<p>第10条 (カード利用の停止、会員資格取消し)</p> <p>1. 会員が、支払いを怠る等本規約に違反し若しくは違反するおそれがある場合、会員のカード利用状況について不適当若しくは不審があると当社が認めた場合、前条の再審査に協力しない場合、再審査の結果によりカード利用の継続が不適切であると当社が認めた場合、カードまたはカード情報の第三者による不正使用の可能性があると当社が判断した場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は会員に通知することなく次の措置をとることができるものとします。</p> <p>(1) カードの利用断り。</p> <p>(2) カードの利用停止（カード付帯サービス・機能の全部又は一部の利用停止を含む）。</p> <p>(3) 当社が必要と認めた法的措置。</p> <p>2. 前項各号の措置は、当社所定の方法によるものとします。</p> <p>3. 当社は、会員が次の各号のいずれかの事由に該当した又は当社が該当したと判断した場合、会員資格を取消すことがあります。</p> <p>(1) 会員がカードの申込若しくはその他の当社への申込等で虚偽の申告をした場合。</p> <p>(2) 会員が本規約のいずれかに違反した場合。</p> <p>(3) 会員が支払債務の履行を怠った場合。</p> <p>(4) 差押・破産・民事再生申立・取引停止処分があった場合等会員の信用状態が著しく悪化した場合。</p> <p>(5) カードの利用状況が適当でないと当社が認めた場合。</p> <p>(6) 第13条第1項各号のいずれかに該当し、又は第13条第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当社との取引を継続することが不適切であると当社が判断したとき。</p> <p>(7) 第13条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、当社との取引を継続することが不適切であると当社が判断したとき。</p> <p>(8) 前条の再審査によりカード利用の継続が不適切であると当社が認めた場合。</p> <p>(9) 会員が本会員として当社から複数枚のカードが貸与され、他のカードについて本項の各号に記載したいずれかに該当する事由が生じた場合。</p> <p>(10) 法令で定める取引時確認ができない場合。</p> <p>(11) 会員が死亡した場合又は会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡があった場合。</p> <p>(12) その他当社が会員として不適格と判断したとき。</p> <p>4. 前項の場合、会員は、カードを直ちに当社に返却し、本規約に定める支払期限にかかわらず、直ちに当社に対する未払債務を支払うものとします。また、当社がカードの回収に要した一切の費用も会員が負担するものとします。</p> <p>5. 会員は、会員資格の取消後であっても、そのカードに関して生じた一切のカード利用代金等（当社に新たに到着した売上情報を含みます。）について、本規約に基づきその支払の責任を負うものとします。</p> <p>6. 悪用被害を回避するために、当社が必要と認めた場合、会員はカードの差替に協力するものとします。</p>
<p>第11条 (退会)</p> <p>5. 会員は、当社所定の退会手続を行った後も、そのカードに関して生じた一切のカード利用代金等について、当社から請求があった場合、その支払いの責任を負うものとします。</p>	<p>第11条 (退会)</p> <p>5. 会員は、当社所定の退会手続を行った後も、そのカードに関して生じた一切のカード利用代金等（当社に新たに到着した売上情報を含みます。）について、当社から請求があった場合、本規約に基づきその支払の責任を負うものとします。</p>

<p>第12条（期限の利益喪失）</p> <p>1. 会員は、次のいずれかに該当する場合には、何らの通知、催告を受けることなく当社に対する一切の未払債務について当然に期限の利益を喪失し、その債務全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>(1) キャッシングの支払金の支払を1回でも遅滞した場合。</p> <p>(2) 会員が自ら振出し若しくは引受けた手形、小切手が不渡りになった場合、又は一般の支払を停止した場合。</p> <p>(3) 会員が差押、仮差押、保全差押、仮処分 of 申立を受けた場合（ただし、信用に関しないものは除く。）。</p> <p>(4) 会員が滞納処分又は銀行取引停止処分を受けた場合。</p> <p>(5) 会員が破産手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始、会社更生開始の申立を受けた場合、又は自らこれらの申立をした場合。</p> <p>(6) 会員が債務整理のための和解、調停等の申立を受けた場合、又は自らこれらの申立をした場合。</p> <p>(7) 当社が会員について債務整理のため弁護士等に依頼した旨の通知を受取った場合。</p> <p>(8) 会員がカードを他人に貸与、譲渡、質入、担保提供等し、当社のカードの所有権を侵害する行為をした場合。</p> <p>(9) 会員が第10条第3項に該当し、当社が会員資格を取消した場合。</p> <p>2. 会員は、次のいずれかに該当する場合には、当社の請求により当社に対する一切の未払債務について期限の利益を喪失し、その債務全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>(1) 会員が本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となる場合。</p> <p>(2) カードの債務とは異なる会員の債務の保証を当社がしているときに、当社が保証先に保証の中止若しくは解約の申入れをした場合又は保証先から保証債務履行の請求を受けた場合。</p> <p>(3) 相続が開始した場合。</p> <p>(4) その他会員の信用状態が著しく悪化した場合。</p> <p>(5) 会員が当社の発行するカードを複数所持している場合において、その1枚のカードについて本条に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じた場合。</p>	<p>第12条（期限の利益喪失）</p> <p>1. 会員は、次のいずれかの事由に該当するときには、何らの通知、催告を受けることなく当社に対する一切の未払債務について当然に期限の利益を喪失し、その債務全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>(1) キャッシングの支払金の支払を1回でも遅滞したとき。</p> <p>(2) 会員が自ら振出し若しくは引受けた手形、小切手が不渡りになったとき、又は一般の支払を停止したことを当社が知ったとき。</p> <p>(3) 会員が差押、仮差押、保全差押、仮処分 of 申立を受けたことを当社が知ったとき（ただし、信用に関しないものは除く。）。</p> <p>(4) 会員が滞納処分又は銀行取引停止処分を受けたことを当社が知ったとき。</p> <p>(5) 会員が破産手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始、会社更生開始の申立を受けたこと、又は自らこれらの申立をしたことを当社が知ったとき。</p> <p>(6) 会員が債務整理のための和解、調停等の申立を受けたとき、又は自らこれらの申立をしたことを当社が知ったとき。</p> <p>(7) 当社が会員について債務整理のため弁護士等に依頼した旨の通知を受取ったとき。</p> <p>(8) 会員がカードを他人に貸与、譲渡、質入、担保提供等し、当社のカードの所有権を侵害する行為をしたことを当社が知ったとき。</p> <p>(9) 会員が第10条第3項に該当し、当社が会員資格を取消したとき。</p> <p>2. 会員は、次のいずれかの事由に該当するときには、当社の請求により当社に対する一切の未払債務について期限の利益を喪失し、その債務全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>(1) 会員が本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。</p> <p>(2) カードの債務とは異なる会員の債務の保証を当社がしているときに、当社が保証先に保証の中止若しくは解約の申入れをしたとき又は保証先から保証債務履行の請求を受けたとき。</p> <p>(3) その他会員の信用状態が著しく悪化したことを当社が知ったとき。</p> <p>(4) 会員が当社の発行するカードを複数所持しているときにおいて、その1枚のカードについて本条に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じたとき。</p>
<p>第19条（規約の変更）</p> <p>1. 当社は、本規約の一部若しくは全てを変更する場合は、当社のホームページ（https://www.yjcard.jp/）での告知その他当社所定の方法により会員にその内容をお知らせいたします。なお、当社からその内容をお知らせした後に、<u>会員がカードを使用した場合又は3カ月以内に異議を述べない場合は、会員は変更内容を承認したものとみなされることに異議のないものとします。</u></p> <p>2. 会員が本規約を承認しない場合には、会員又は当社から解約することができるものとし、カード利用開始前にカードを切断したうえで、当社所定の手続きにより退会するものとします。</p>	<p>第19条（規約の変更）</p> <p>1. <u>会員は、経済状況の変動や法令改正その他の事情により本規約を変更する必要があるが生じた場合には、当社が本規約を変更することがあることを承諾するものとします。</u></p> <p>2. 当社は、本規約の一部若しくは全てを変更する場合は、<u>変更内容に応じた期間を設けて</u>、当社のホームページ（https://www.yjcard.jp/）での告知その他当社所定の方法により会員にその内容をお知らせいたします。なお、当社からその内容をお知らせした後に、<u>会員が本規約の変更日までの間に異議を述べない場合又は本規約の変更日以降に会員が本カードを利用した場合には、会員は変更内容を承認したものとみなして、変更後の本規約を適用します。</u></p> <p>3. 会員が本規約を承認しない場合には、会員又は当社から解約することができるものとし、カード利用開始前にカードを切断したうえで、当社所定の手続きにより退会するものとします。</p> <p>4. <u>前三項は、第9条に定める付帯サービス等のうち当社が提供する付帯サービス等の利用に関する規定等、その他本規約に付随する特約等にも適用されるものとします。</u></p>
<p>第23条（元本及び利息以外の費用について）</p> <p>2. 会員の要請により当社が行う事務費用として次に掲げるもの</p> <p>(1) カード再発行手数料</p> <p>(2) 会員に交付された書面の再発行等の手数料</p> <p>(3) 弁済期に弁済できなかった場合に行う再度の口座振替手続き費用</p>	<p>第23条（元本及び利息以外の費用について）</p> <p>2. 会員の要請により当社が行う事務費用として次に掲げるもの</p> <p>(1) カード再発行手数料</p> <p>(2) 会員に交付された書面の再発行等の手数料</p> <p>(3) 削除</p>
<p>第27条（遅延損害金）</p> <p>会員がキャッシングの支払金の支払を遅延した場合は、キャッシング利用代金に対し、支払日の翌日から支払済の日に至るまで当該支払金に対し、また、期限の利益を喪失した場合は期限の利益を喪失した日より完済に至るまで、融資残高全額に対し、法令の範囲内で当社所定の遅延損害金（年365日とする日割計算。ただしうるう年は年366日とします。）を支払うものとします。</p>	<p>第27条（遅延損害金）</p> <p>会員がキャッシングの支払金の支払を遅延した場合は、キャッシング利用代金に対し、支払日の翌日から支払済の日に至るまで当該支払金に対し、また、期限の利益を喪失した場合は期限の利益を喪失した日より完済に至るまで、融資残高全額に対し、法令の範囲内で当社所定の遅延損害金（年365日とする日割計算。ただしうるう年は年366日とします。）を支払うものとします。<u>なお、当社は、遅延損害金を次回以降のご利用代金、手数料、利息のお支払いと合算して請求することができるものとします。ただし、当社の判断により次回以降の支払時以外のときに請求することがあり、会員はこれを承認することとします。</u></p>
<p>（新設）</p>	<p>第28条（債権譲渡の譲渡）</p> <p>1. <u>会員は、当社が会員に対して有する本契約に基づく債権を、必要に応じて金融機関又は債権回収会社等に譲渡、担保提供その他の処分をすること及び当社が譲渡した債権を譲受人から再び譲り受けることについて、あらかじめ承諾します。</u></p> <p>2. <u>会員は、前項の債権譲渡に関して、当社に対して有し、又は将来有することとなる相殺の抗弁、同時履行の抗弁、無効・取消し・解除の抗弁、消滅時効の抗弁その他一切の抗弁を放棄し、また、契約の不成立、不存在を主張しないものとします。</u></p> <p>3. <u>会員は、当社が会員に対して有する債権を第三者に譲渡した場合、本規約の各条項が適用されるものとします。</u></p>
<p>2017年10月9日</p>	<p>2020年4月1日</p>

ローンカード会員規約 新旧対照表

旧	新
<p>第 1 条 (会員) 1. 会員とは、本規約を承諾のうえ、ワイジェイカード株式会社（以下「当社」といいます。）が発行するローンカード（2013 年 8 月 22 日以降の契約は KC VIP LOAN CARD。以下「カード」といいます。）に入会の申込みをし、当社が入会を承認した方をいいます。 2. 本規約に基づく契約は、当社が審査により会員の入会を承認したときに成立するものとします。 3. カードは、生活費決済を目的としたキャッシング専用カードであり、国内でのキャッシングサービス（以下「キャッシング」といいます。）のみ利用することができるものとします。</p>	<p>第 1 条 (会員) 1. 会員とは、本規約を承諾のうえ、ワイジェイカード株式会社（以下「当社」といいます。）が発行するローンカード（2013 年 8 月 22 日以降の契約は KC VIP LOAN CARD。以下「カード」といいます。）に入会の申込みをし、当社が入会を承認した方をいいます。 2. 本規約に基づく契約は、当社が審査により会員の入会を承認し、<u>所定の手続を完了した日をもって</u>、成立するものとします。 3. カードは、生活費決済を目的としたキャッシング専用カードであり、国内でのキャッシングサービス（以下「キャッシング」といいます。）のみ利用することができるものとします。</p>
<p>第 5 条 (支払方法) 5. 支払日に支払債務の口座振替等ができない等により支払いがない場合には、会員は、当社所定の方法により当該支払債務を支払うものとし、金融機関等との約定により、支払日以降任意の日に、支払債務の全額又は一部につき口座振替等できるものとします。<u>この場合、会員は再度の口座振替手続きの費用を支払うものとします。</u></p>	<p>第 5 条 (支払方法) 5. 支払日に支払債務の口座振替等ができない等により支払いがない場合には、会員は、当社所定の方法により当該支払債務を支払うものとし、金融機関等との約定により、支払日以降任意の日に、支払債務の全額又は一部につき口座振替等できるものとします。</p>
<p>第 7 条 (利率の変更) 1. 当社は、別に定めるキャッシングの利率、遅延損害金の利率（以下総称して「基準利率」といいます。）について、金融情勢等の変化及び会員の信用状況の調査結果等により、法令の範囲内で変更することができるものとします。なお、変更後の基準利率については、会員に通知するものとします。 2. 本規約の定めにかかわらず、当社から変更後の基準利率を通知した後は、<u>通知したときにおけるキャッシングの未決済残高（以下「残高」といいます。）の全額及び変更後の利用分に対して変更後の基準利率が適用されることに、会員は異議がないものとします。</u> 3. 当社は、当社が行うキャンペーン等により、<u>会員に対して基準利率よりも低い利率（以下「優遇利率」といいます。）を適用することがあります。この場合、当社からその内容及び適用期間を当社所定の方法により当該会員に通知します。なお、適用開始日時時点で残高がある場合は、会員はその全額について通知された優遇利率が適用されること、及び適用終了後以降に残高がある場合は、その全額について基準利率が適用されることに異議がないものとします。ただし、優遇利率適用期間に会員となった場合には、適用期間終了後は基準利率を適用します。</u> 4. 前項の優遇利率適用後に会員が、本規約に定める期限の利益の喪失事項に該当した場合は、当社所定の基準利率が適用されるものとします。</p>	<p>第 7 条 (利率の変更) 1. 当社は、別に定めるキャッシングの利率、遅延損害金の利率（以下総称して「基準利率」といいます。）について、金融情勢等の変化及び会員の信用状況の調査結果等により、法令の範囲内で変更することができるものとします。なお、変更後の基準利率については、会員に通知するものとします。 2. 本規約の定めにかかわらず、当社から変更後の基準利率を通知した後は、変更後の利用分に対して<u>のみ</u>、変更後の基準利率が適用されることに、会員は異議がないものとします。 3. 削除 4. 削除</p>
<p>第 10 条 (カード利用の停止、会員資格取消し) 1. 会員が、支払いを怠る等本規約に違反し若しくは違反するおそれがある場合、会員のカード利用状況について不適当若しくは不審があると当社が認めた場合、前条の再審査に協力しない場合、再審査の結果によりカード利用の継続が不適切であると当社が認めた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は会員に通知することなく次の措置をとることができるものとします。 (1) カードの利用断り。 (2) カードの利用停止（カード付帯サービス・機能の全部又は一部の利用停止を含む）。 (3) 当社が必要と認めた法的措置。 2. 前項各号の措置は、当社所定の方法によるものとします。 3. 当社は、会員が次の各号のいずれかの事由に該当した又は当社が該当したと判断した場合、会員資格を取消すことがあります。 (1) 会員がカードの申込若しくはその他の当社への申込等で虚偽の申告をした場合。 (2) 会員が本規約のいずれかに違反した場合。 (3) 会員が支払債務の履行を怠った場合。 (4) 差押・破産・民事再生申立・取引停止処分があった場合等会員の信用状態が著しく悪化した場合。 (5) カードの利用状況が適当でないと当社が認めた場合。 (6) 前条の再審査によりカード利用の継続が不適切であると当社が認めた場合。 (7) 会員が本会員として当社から複数枚のカードが貸与され、他のカードについて本項の各号に記載したいずれかに該当する事由が生じた場合。 (8) 法令で定める取引時確認ができない場合。 (9) 会員が死亡した場合又は会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡があった場合。 (10) 組織変更、会社分割、譲渡等により債権者が変更になった場合。 (11) 第 12 条の規定により期限の利益を喪失した場合。 (12) 第 14 条 第 1 項の規定により第三者に債権が譲渡された場合。 (13) 第 13 条 第 1 項各号のいずれかに該当し、又は第 13 条 第 1 項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当社との取引を継続することが不適切であると当社が判断したとき。 (14) 第 13 条 第 2 項各号のいずれかに該当する行為をし、当社との取引を継続することが不適切であると当社が判断したとき。 (15) その他当社が会員として不適格と判断したとき。 4. 前項の場合、会員は、カードを直ちに当社に返却し、本規約に定める支払期限にかかわらず、直ちに当社に対する未払債務を支払うものとします。 5. 当社が悪用被害を回避するために必要と認めた場合には、会員はカードの差替に協力するものとします。</p>	<p>第 10 条 (カード利用の停止、会員資格取消し) 1. 会員が、支払いを怠る等本規約に違反し若しくは違反するおそれがある場合、会員のカード利用状況について不適当若しくは不審があると当社が認めた場合、前条の再審査に協力しない場合、再審査の結果によりカード利用の継続が不適切であると当社が認めた場合、<u>不正被害を未然に防止する必要があると当社が認めた場合</u>、その他当社が必要と判断した場合には、当社は会員に通知することなく次の措置をとることができるものとします。 (1) カードの利用断り。 (2) カードの利用停止（カード付帯サービス・機能の全部又は一部の利用停止を含む）。 (3) 当社が必要と認めた法的措置。 2. 前項各号の措置は、当社所定の方法によるものとします。 3. 当社は、会員が次の各号のいずれかの事由に該当した又は当社が該当したと判断した場合、会員資格を取消すことがあります。 (1) 会員がカードの申込若しくはその他の当社への申込等で虚偽の申告をした場合。 (2) 会員が本規約のいずれかに違反した場合。 (3) 会員が支払債務の履行を怠った場合。 (4) 差押・破産・民事再生申立・取引停止処分があった場合等会員の信用状態が著しく悪化した場合。 (5) カードの利用状況が適当でないと当社が認めた場合。 (6) 前条の再審査によりカード利用の継続が不適切であると当社が認めた場合。 (7) 会員が本会員として当社から複数枚のカードが貸与され、他のカードについて本項の各号に記載したいずれかに該当する事由が生じた場合。 (8) 法令で定める取引時確認ができない場合。 (9) 会員が死亡した場合又は会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡があった場合。 (10) 組織変更、会社分割、譲渡等により債権者が変更になった場合。 (11) 第 12 条の規定により期限の利益を喪失した場合。 (12) 第 15 条 第 1 項の規定により第三者に債権が譲渡された場合。 (13) 第 13 条 第 1 項各号のいずれかに該当し、又は第 13 条 第 1 項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当社との取引を継続することが不適切であると当社が判断したとき。 (14) 第 13 条 第 2 項各号のいずれかに該当する行為をし、当社との取引を継続することが不適切であると当社が判断したとき。 (15) その他当社が会員として不適格と判断したとき。 4. 前項の場合、会員は、カードを直ちに当社に返却し、本規約に定める支払期限にかかわらず、直ちに当社に対する未払債務を支払うものとします。 5. <u>会員は、会員資格の取消後であっても、そのカードに関して生じた一切のカード利用代金等（当社に新たに到着した売上情報を含みます。）について、本規約に基づきその支払の責任を負うものとします。</u> 6. 当社が悪用被害を回避するために必要と認めた場合には、会員はカードの差替に協力するものとします。</p>
<p>第 11 条 (退会) 5. 会員は、当社所定の退会手続を行った後も、そのカードに関して生じた一切のカード利用代金等について、当社から請求があった場合、その支払いの責任を負うものとします。</p>	<p>第 11 条 (退会) 5. 会員は、当社所定の退会手続を行った後も、そのカードに関して生じた一切のカード利用代金等（<u>当社に新たに到着した売上情報を含みます。</u>）について、当社から請求があった場合、<u>本規約に基づき</u>その支払いの責任を負うものとします。</p>

<p>第 12 条 (期限の利益喪失)</p> <p>1. 会員は、次のいずれかに該当する場合には、何らの通知、催告を受けることなく当社に対する一切の未払債務について当然に期限の利益を喪失し、その債務全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>(1) キャッシングの支払金の支払を 1 回でも遅滞した場合。</p> <p>(2) 会員が自ら振出し若しくは引受けた手形、小切手が不渡りになった場合又は一般の支払を停止した場合。</p> <p>(3) 会員が差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立を受けた場合 (ただし、信用に関しないものは除く。)</p> <p>(4) 会員が滞納処分又は銀行取引停止処分を受けた場合。</p> <p>(5) 会員が破産手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始、会社更生開始の申立を受けた場合、又は自らこれらの申立をした場合。</p> <p>(6) 会員が債務整理のための和解、調停等の申立を受けた場合、又は自らこれらの申立をした場合。</p> <p>(7) 当社が会員について債務整理のため弁護士等に依頼した旨の通知を受取った場合。</p> <p>(8) 会員がカードを他人に貸与、譲渡、質入、担保提供等し、当社のカードの所有権を侵害する行為をした場合。</p> <p>(9) 会員が第 10 条第 3 項に該当し、当社が会員資格を取消した場合。</p> <p>2. 会員は、次のいずれかに該当する場合には、当社の請求により当社に対する一切の未払債務について期限の利益を喪失し、その債務全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>(1) 会員が本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となる場合。</p> <p>(2) カードの債務とは異なる会員の債務の保証を当社がしているときに、当社が保証先に保証の中止若しくは解約の申入れをした場合又は保証先から保証債務履行の請求を受けた場合。</p> <p>(3) 相続が開始した場合。</p> <p>(4) その他会員の信用状態が著しく悪化した場合。</p> <p>(5) 会員が当社の発行するカードを複数所持している場合において、その 1 枚のカードについて本条に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じた場合。</p>	<p>第 12 条 (期限の利益喪失)</p> <p>1. 会員は、次のいずれかの事由に該当する場合には、何らの通知、催告を受けることなく当社に対する一切の未払債務について当然に期限の利益を喪失し、その債務全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>(1) キャッシングの支払金の支払を 1 回でも遅滞したとき。</p> <p>(2) 会員が自ら振出し若しくは引受けた手形、小切手が不渡りになった場合又は一般の支払を停止したことを当社が知ったとき。</p> <p>(3) 会員が差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立を受けたことを当社が知ったとき (ただし、信用に関しないものは除く。)</p> <p>(4) 会員が滞納処分又は銀行取引停止処分を受けたことを当社が知ったとき。</p> <p>(5) 会員が破産手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始、会社更生開始の申立を受けたとき、又は自らこれらの申立をしたことを当社が知ったとき。</p> <p>(6) 会員が債務整理のための和解、調停等の申立を受けた場合、又は自らこれらの申立をしたことを当社が知ったとき。</p> <p>(7) 当社が会員について債務整理のため弁護士等に依頼した旨の通知を受取ったとき。</p> <p>(8) 会員がカードを他人に貸与、譲渡、質入、担保提供等し、当社のカードの所有権を侵害する行為をしたことを当社が知ったとき。</p> <p>(9) 会員が第 10 条第 3 項に該当し、当社が会員資格を取消したとき。</p> <p>2. 会員は、次のいずれかに該当する場合には、当社の請求により当社に対する一切の未払債務について期限の利益を喪失し、その債務全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>(1) 会員が本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。</p> <p>(2) カードの債務とは異なる会員の債務の保証を当社がしているときに、当社が保証先に保証の中止若しくは解約の申入れをしたとき又は保証先から保証債務履行の請求を受けたとき。</p> <p>(3) その他会員の信用状態が著しく悪化したことを当社が知ったとき。</p> <p>(4) 会員が当社の発行するカードを複数所持している場合において、その 1 枚のカードについて本条に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じたとき。</p>
<p>第 14 条 (債権の譲渡)</p> <p>1. 会員は、当社が会員に対して有する債権を第三者に譲渡しても異議を述べないものとします。</p> <p>2. 会員は、当社が会員に対して有する債権を第三者に譲渡した場合、本規約の各条項が適用されるものとします。</p>	<p>第 14 条 (債権の譲渡)</p> <p>1. 会員は、当社が会員に対して有する本契約に基づく債権を、必要に応じて金融機関又は債権回収会社等に譲渡、担保提供その他の処分をすること及び当社が譲渡した債権を譲受人から再び譲り受けることについて、あらかじめ承諾します。</p> <p>2. 会員は、前項の債権譲渡に関して、当社に対して有し、又は将来有することとなる相殺の抗弁、同時履行の抗弁、無効・取消し・解除の抗弁、消滅時効の抗弁その他一切の抗弁を放棄し、また、契約の不成立、不存在を主張しないものとします。</p> <p>3. 会員は、当社が会員に対して有する債権を第三者に譲渡した場合、本規約の各条項が適用されるものとします。</p>
<p>第 20 条 (規約の変更)</p> <p>1. 当社は本規約の一部若しくは全てを変更する場合は、当社のホームページ (https://www.yjcard.jp/) での告知その他当社所定の方法により会員にその内容をお知らせいたします。なお、当社からその内容をお知らせした後に、会員がカードを使用した場合又は 3 カ月以内に異議を述べない場合は、会員は変更内容を承認したものとみなされることに異議のないものとします。</p> <p>2. 会員が本規約を承認しない場合には、会員又は当社から解約することができるものとし、カード利用開始前にカードを切断したうえで、当社所定の手続きにより退会するものとします。</p>	<p>第 20 条 (規約の変更)</p> <p>1. 会員は、経済状況の変動や法令改正その他の事情により本規約を変更する必要が生じた場合には、当社が本規約を変更することがあることを承諾するものとします。</p> <p>2. 当社は本規約の一部若しくは全てを変更する場合は、当社のホームページ (https://www.yjcard.jp/) での告知その他当社所定の方法により会員にその内容をお知らせいたします。なお、当社からその内容をお知らせした後に、会員が本規約の変更日までの間に異議を述べない場合又は本規約の変更日以降に会員が本カードを利用した場合には、会員は変更内容を承認したものとみなして、変更後の本規約を適用します。</p> <p>3. 会員が本規約を承認しない場合には、会員又は当社から解約することができるものとし、カード利用開始前にカードを切断したうえで、当社所定の手続きにより退会するものとします。</p> <p>4. 前三項は、付帯サービス等のうち当社が提供する付帯サービス等の利用に関する規定等、その他本規約に付随する特約等にも適用されるものとします。</p>
<p>第 24 条 (元本及び利息以外の費用について)</p> <p>2. 会員の要請により当社が行う事務費用として次に掲げるもの</p> <p>(1) カード再発行手数料</p> <p>(2) 会員に交付された書面の再発行等の手数料</p> <p>(3) 弁済期に弁済できなかった場合に行う再度の口座振替手続き費用</p>	<p>第 24 条 (元本及び利息以外の費用について)</p> <p>2. 会員の要請により当社が行う事務費用として次に掲げるもの</p> <p>(1) カード再発行手数料</p> <p>(2) 会員に交付された書面の再発行等の手数料</p> <p>(3) 削除</p>
<p>第 28 条 (遅延損害金)</p> <p>会員がキャッシングの支払金の支払を遅延した場合は、キャッシング利用代金に対し、支払日の翌日から支払済の日に至るまで当該支払金に対し、また、期限の利益を喪失した場合は期限の利益を喪失した日より完済に至るまで、融資残高全額に対し、法令の範囲内で当社所定の遅延損害金 (年 365 日とする日割計算。ただしうるう年は年 366 日とします。) を支払うものとします。</p>	<p>第 28 条 (遅延損害金)</p> <p>会員がキャッシングの支払金の支払を遅延した場合は、キャッシング利用代金に対し、支払日の翌日から支払済の日に至るまで当該支払金に対し、また、期限の利益を喪失した場合は期限の利益を喪失した日より完済に至るまで、融資残高全額に対し、法令の範囲内で当社所定の遅延損害金 (年 365 日とする日割計算。ただしうるう年は年 366 日とします。) を支払うものとします。なお、当社は、遅延損害金を次回以降のご利用代金、手数料、利息のお支払いと合算して請求することができるものとします。ただし、当社の判断により次回以降の支払時以外のときに請求することがあり、会員はこれを承認することとします。</p>
<p>< 制定・改廃 ></p> <p>・ 2017 年 10 月 9 日</p>	<p>< 制定・改廃 ></p> <p>・ 2020 年 4 月 1 日</p>

KCCard online サービス利用規約 : 新旧対照表

旧	新
<p>第2条（会員登録） 1. 本サービスは、本規約を承認のうえ、本サービスの利用を申し込み当社に承認された会員（以下「利用会員」という）が利用できるものとします。</p>	<p>第2条（会員登録） 1. 本サービスは、会員規約及び会員規約に付随する規約(本規約を含む)を承認のうえ、本サービスの利用を申し込み当社に承認された会員（以下「利用会員」という）が利用できるものとします。</p>
<p>第10条（本規約の適用および変更） 当社は、<u>会員の承諾を得ることなく</u>、当社が適当と判断する方法で会員に通知することにより本規約を変更できるものとします。</p>	<p>第10条（本規約の適用および変更） 当社は、会員規約に定める変更手続に従い、本規約を変更できるものとします。</p>
<p><制定・改廃> 以上 2018年7月5日</p>	<p><制定・改廃> 以上 2020年4月1日</p>

KC WEB明細サービス利用規約 : 新旧対照表

旧	新
<p>第1条（本サービス内容） 「KC WEB明細サービス」（以下「本サービス」といいます）とは、ワイジェイカード株式会社（以下「当社」といいます）および当社の指定するカード発行会社のカード（一部の提携カード及び一部のキャッシング専用カードを除く）会員（以下「会員」といいます）に対し、毎月のご利用代金請求明細書を、郵送による方法に替えて本利用規約に定める方法を利用して提供するサービスをいいます。なお、会員は、本サービスを利用するに当たって、当社が提供する会員専用サイト「KCCard online」に登録するものとします。</p>	<p>第1条（本サービス内容） 「KC WEB明細サービス」（以下「本サービス」といいます）とは、ワイジェイカード株式会社（以下「当社」といいます）および当社の指定するカード発行会社のカード（一部の提携カード及び一部のキャッシング専用カードを除く）会員（以下「会員」といいます）に対し、毎月のご利用代金請求明細書を、郵送による方法に替えてKC WEB明細サービス利用規約（以下、「本利用規約」といいます）に定める方法を利用して提供するサービスをいいます。なお、会員は本サービスを利用するに当たって、当社が提供する会員専用サイト「KCCard online」に登録するものとします。</p>
<p>第8条（本利用規約の変更） 当社は、本サービス利用登録会員への個別の事前通知又は承諾なくして、Webサイトに公開する等の所定の方法で通知することにより、本利用規約を随時変更することができるものとします。この場合、重要な変更についてはあらかじめWebサイトに公開する等の所定の方法により、変更内容を掲載することで通知するものとします。また、変更内容について当社が所定の方法により通知した後に本サービスの利用があった場合は、本サービス利用登録会員が本利用規約変更を承認したものとみなします。</p>	<p>第8条（本利用規約の変更） 当社は、<u>カード会員規約に定める変更手続に従い</u>、本利用規約を随時変更することができるものとします。</p>
<p><制定・改廃> 以上 2018年7月5日</p>	<p><制定・改廃> 以上 2020年4月1日</p>

ETCカード特約 : 新旧対照表

旧	新
第 1 条 (用語の定義) 1. 本特約で特に定義されていない用語は、会員が承認済みのカード会員規約（以下「会員規約」という。）及び ETC システム取扱道路管理者（以下「道路管理者」という。）が定める ETC システム利用規程（以下「ETC 規程」という。）の語句の定義と同様とします。	第 1 条 (用語の定義 及び本特約等の適用) 1. ETCカード特約（以下、「本特約」といいます。） で特に定義されていない用語は、会員が承認済みのカード会員規約（以下「会員規約」という。）及び ETC システム取扱道路管理者（以下「道路管理者」という。）が定める ETC システム利用規程（以下「ETC 規程」という。）の語句の定義と同様とします。
第 9 条 (特約の変更) <u>本特約の変更については、当社から会員に対して変更内容を通知したとき、又は会員が ETC カードを使用したときに、会員は変更内容を承諾したものとみなすことに異議がないものとします。</u>	第9条 (特約の変更) 当社は、会員規約に定める変更手続に従い、本特約を変更することができるものとします。
以上 2015 年 1 月 5 日	以上 2020年4月1日

KCカードポイントプログラム規約 : 新旧対照表

旧	新
<p>第 1 条 (目的) 1. ワイジェイカード株式会社 (以下「当社」といいます) が、カード会員規約 (以下「会員規約」といいます) に基づきカードを発行・交付した本会員 (以下「本会員」といいます) に対して、カードを利用した金額に応じて付与する「点でうれしいプレゼントポイント」 (以下「ポイント」といいます) の内容および特典を受けるための条件に関する基本的事項を定めるものです。</p>	<p>第 1 条 (目的) 1. <u>KC カードポイントプログラム規約 (以下「本規約」といいます)</u> は、ワイジェイカード株式会社 (以下「当社」といいます) が、カード会員規約 (以下「会員規約」といいます) に基づきカードを発行・交付した本会員 (以下「本会員」といいます) に対して、カードを利用した金額に応じて付与する「点でうれしいプレゼントポイント」 (以下「ポイント」といいます) の内容および特典を受けるための条件に関する基本的事項を定めるものです。</p>
<p>当社は、会員規約に定める変更手続に従い、本特約特約を変更することができるものとします。</p>	<p>当社は、会員規約に定める変更手続に従い、本<u>規約</u>を変更することができるものとします。</p>
<p>2017年3月29日</p>	<p>2020年4月1日</p>

KC WEB書面サービス利用規約 : 新旧対照表

旧	新
<p>第2条（書面の種類） (1) 当該カードの会員規約</p>	<p>第2条（書面の種類） (1) 当該カードの会員規約 <u>（以下、「会員規約」といいます。）</u></p>
<p>第9条（本規約の変更） 当社は、本サービス利用登録会員への個別の事前通知又は承諾なくして、サイトに公開する等の当社所定の方法により通知することにより、本規約を随時変更することができるものとします。</p>	<p>第9条（本規約の変更） 当社は、<u>会員規約に定める変更手続きに従い</u>、本規約を随時変更することができるものとします。</p>
<p><制定・改廃> 以上 2018年7月5日</p>	<p><制定・改廃> 以上 <u>2020年4月1日</u></p>

個人情報の取扱いに関する同意条項（ショッピングクレジット用） : 新旧対照表

旧	新
<p>第3条（個人信用情報機関への登録・利用） (2) JICC（貸金業法に基づく指定信用情報機関） 〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1</p>	<p>第3条（個人信用情報機関への登録・利用） (2) JICC（貸金業法に基づく指定信用情報機関） 〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号</p>
<p>第6条（本規約の不同意の場合） 当社は、申込者が本契約に必要な記載事項（本申込時に申込者が記載すべき事項）の記入等を希望しない場合又は本同意条項の内容の全部若しくは一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。ただし、本同意条項第2条及び第4条に同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約をお断りすることはありません。</p>	<p>第6条（<u>本同意条項</u>の不同意の場合） 当社は、申込者が本契約に必要な記載事項（本申込時に申込者が記載すべき事項）の記入等を希望しない場合又は<u>個人情報の取扱いに関する同意条項（ショッピングクレジット用）</u>（以下、「<u>本同意条項</u>」といいます。）の内容の全部若しくは一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。ただし、本同意条項第2条及び第4条に同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約をお断りすることはありません。</p>
<p>第10条（条項の変更） 本同意条項は法令等の定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。</p>	<p>第10条（条項の変更） 本同意条項は<u>本規約に定める変更手続き</u>により、必要な範囲内で変更できるものとします。</p>
<p>平成29年3月29日</p>	<p>令和2年4月1日</p>

法人カード会員規約 新旧対照表

旧	新
<p>第1条（法人会員）</p> <p>法人会員とは、官公庁、法人、社団、財団その他の団体又は個人事業主が法人カード会員規約（以下「本規約」といいます。）を承認の上、ワイジェイカード株式会社（以下「当社」といいます。）が発行する法人カード（以下「カード」といいます。）への入会を申し込み、当社が入会を承諾した方をいいます。</p>	<p>第1条（法人会員）</p> <p><u>1. 法人会員とは、官公庁、法人、社団、財団その他の団体又は個人事業主が法人カード会員規約（以下「本規約」といいます。）が適用されることを承認の上、ワイジェイカード株式会社（以下「当社」といいます。）が発行する法人カード（以下「カード」といいます。）への入会を申し込み、当社が入会を承諾した方をいいます。</u></p> <p><u>2. 法人会員は、当社が入会を承諾し、所定の手続を完了した日をもって、当社と間で契約（以下、「本契約」といいます。）が成立し、カードへ入会したものとします。</u></p>
<p>第2条（追加カード）</p> <p>1. 法人会員が希望した場合、当社は、本条第2項及び第3項の責任を負うことを承認した法人会員の従業者等であり当社が適格と認めた方（以下「追加カード使用者」といいます。）が使用するための追加カードを発行します。追加カードは、法人会員が退会その他の理由で会員資格を喪失した場合には当然に失効します。</p> <p>2. 法人会員は、追加カード使用者用が追加カードを利用した金額を、追加カード使用者が指定した支払方法により当社に支払うものとします。また、法人会員は、追加カード使用者が追加カードを利用したことにより生じる全ての責任を負うものとします。</p> <p>3. 法人会員は、追加カード使用者に本規約の内容を遵守させるものとします。法人会員は、追加カード使用者が本規約の内容を遵守しなかったことにより当社に生じた損害（追加カード使用者の管理に関して生じた損害を含みます。）につき、追加カード使用者と連帯して賠償責任を負うものとします。</p>	<p>第2条（追加カード）</p> <p><u>1. 法人会員が希望した場合、当社は、本条第2項及び第3項の責任を負うことを承認した法人会員の従業者等であり当社が適格と認めた方（以下「追加カード会員」といいます。）が使用するための追加カードを発行します。追加カード会員は、当社が所定の手続を完了した日をもって、カードへ入会したものとします。ただし、追加カード会員は、法人会員が退会その他の理由で会員資格を喪失した場合には当然に会員資格を喪失します。</u></p> <p><u>2. 法人会員は、追加カード会員が追加カードを利用した金額を、追加カード会員が指定した支払方法により当社に支払うものとします。また、法人会員は、追加カード会員が追加カードを利用したことにより生じる全ての責任を負うものとします。</u></p> <p><u>3. 法人会員は、追加カード会員に本規約の内容を遵守させるものとします。法人会員は、追加カード会員が本規約の内容を遵守しなかったことにより当社に生じた損害（追加カード会員の管理に関して生じた損害を含みます。）につき、追加カード会員と連帯して賠償責任を負うものとします。</u></p>
<p>第3条（担保・連帯保証・担保）</p> <p>1. 法人会員の信用不安が生じたとき等、当社の債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合において、当社が相当の期間を定めて請求したときは、法人会員は当社が適当と認める担保又は保証人を追加するものとします。また、法人会員は、当社の請求があるときは、直ちに本規約による債務について強制執行の認諾のある公正証書を作成するために必要な手続を行うものとします。 2. 法人会員の代表者は、法人会員と連帯して本規約に基づく一切の債務を履行するものとします。</p>	<p>第3条（担保・連帯保証等）</p> <p><u>1. 法人会員の信用不安が生じたとき等、当社の債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合において、当社が相当の期間を定めて請求したときは、法人会員は当社が適当と認める担保又は保証人を追加するものとし、この場合当該保証人は法人会員と連帯して本契約に基づく一切の債務を保証するものとします。また、法人会員は、当社の請求があるときは、直ちに本規約による債務について強制執行の認諾のある公正証書を作成するために必要な手続を行うものとします。</u></p> <p><u>2. 法人会員の代表者は、法人会員と連帯して本契約に基づく一切の債務を履行するものとします。</u></p> <p><u>3. 当社が前二項の連帯保証人又は連帯債務者（以下、併せて「連帯保証人等」という）に対して行った履行の請求、連帯保証人等について生じた時効の完成猶予若しくは更新は、法人会員に対してもその効力が生ずるものとします。</u></p> <p><u>4. 連帯保証人等には催告の抗弁権（返済が求められた場合に、先に法人会員に支払いを請求するように返済の拒否ができる権利）及び検索の抗弁権（返済を求められた場合に、先に法人会員に返済にあてられる財産があるときには強制執行等を行い、先に法人会員の財産から支払いを請求するように返済の拒否ができる権利）の行使は認められないものとします。また、連帯保証人等には分別の利益（複数の債務者・保証人が存在する場合、各債務者・保証人に均分した部分に（負担部分）についてのみ返済・保証すれば足りるという性質）はないものとします。</u></p> <p><u>5. 連帯保証人等は、本契約の債務が完済されるまで、連帯保証又は連帯債務契約の解除はできないものとします。</u></p> <p><u>6. 連帯保証又は連帯債務の期間は、本契約に基づく支払債務全額が完済されるまでとします。</u></p> <p><u>7. 連帯保証又は連帯債務の金額及び範囲は、本契約に基づく支払債務全額の合計金額とします。</u></p> <p><u>8. (1) 法人会員及び連帯保証人は、法人会員が本契約に係る保証について連帯保証人に委託するにあたり、連帯保証人に対して次の各号の事項に関する情報を提供したこと及び提供した情報の内容が真実であり、誤りがないことにつき、当社に対して表明し、これを保証します。(1) 財産及び収支の状況、(2) 被保証債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況、(3) 被保証債務の担保として他に提供し又は提供しようとするものがあるときはその旨及びその内容</u></p> <p><u>(2) 法人会員及び連帯保証人は、前号の自らの表明が真実でない場合には、当社の請求に応じて、直ちに、当社に対する一切の債務を履行するとともに、当社に生じた損害を賠償するものとする。</u></p>
<p>第4条（責任者等）</p> <p>1. 法人会員は、入会申込みの際、当社に取引責任部署及び責任者（以下総称して「責任者」といいます。）を必ず届け出るものとします。また、法人会員は、入会申込みの際、責任者に加えて、カード使用者を届け出ることができるものとします。</p> <p>2. 法人会員は、入会后、責任者を通じて必要な届出等を行うものとし、また、当社から法人会員への請求書の送付や必要な案内等は、責任者宛てに行われることを承諾するものとします。</p> <p>3. 法人会員のうち個人事業主については、代表者が責任者となるものとします。</p>	<p>第4条（責任者等）</p> <p><u>1. 法人会員は、入会申込みの際、当社に取引責任部署及び責任者（以下総称して「責任者」といいます。）を必ず届け出るものとします。また、法人会員は、入会申込みの際、責任者に加えて、カード使用者を届け出ることができるものとし、当該カード使用者は、第2条に従い、追加カード会員として取扱われることを承諾するものとします。</u></p> <p><u>2. 法人会員は、入会后、責任者を通じて必要な届出等を行うものとし、また、当社から法人会員への請求書の送付や必要な案内等は、責任者宛てに行われることを承諾するものとします。</u></p> <p><u>3. 法人会員のうち個人事業主については、代表者が責任者となるものとします。</u></p>
<p>第5条（カードの貸与・管理・有効期限等）</p> <p>1. 当社は、法人会員が申し込みを行った国際ブランドマークを搭載したカード（追加カードを含みます。）を発行し法人会員に貸与します。</p> <p>2. 当社は、法人会員の名称・氏名及び会員番号、有効期限等（以下「カード情報」といいます。）を表面に印字したカード（ただし、追加カードを除きます。）を発行するものとします。ただし、法人会員が第4条1項に基づきカード使用者を届け出た場合、法人会員の名称・氏名に代えて、当該カード使用者の氏名を印字するものとします。</p> <p>3. 当社は、追加カードを発行する場合、追加カード使用者の氏名及びカード情報を表面に印字したカードを発行するものとします。</p> <p>4. 使用者が印字されたカードは、当該使用者本人のみが使用できることができるものとします。また、使用者が印字されたカードを貸与された使用者は、直ちに当該カードの署名欄に自らの氏名を自書するものとします。</p> <p>5. カードの所有権は、当社に属するものとします。法人会員及びカードの使用者（以下</p>	<p>第5条（カードの貸与・管理・有効期限等）</p> <p><u>1. 当社は、法人会員が申し込みを行った国際ブランドマークを搭載したカード（追加カードを含みます。）を発行し法人会員に貸与します。</u></p> <p><u>2. 当社は、法人会員の名称・氏名及び会員番号、有効期限等（以下「カード情報」といいます。）を表面に印字したカード（ただし、追加カードを除きます。）を発行するものとします。ただし、法人会員が第4条1項に基づきカード使用者を届け出た場合、法人会員の名称・氏名に代えて、当該カード使用者の氏名を印字するものとします。</u></p> <p><u>3. 当社は、第2条1項に基づき追加カードを発行する場合、法人会員の名称・氏名に代えて、追加カード会員使用者の氏名及びその他のカード情報を表面に印字したカードを発行するものとします。</u></p> <p><u>4. 使用者が印字されたカード（追加カードを含みます。以下同じ。）は、当該使用者本人のみが使用できることができるものとします。また、使用者が印字されたカードを貸与された使用者は、直ちに当該カードの署名欄に自らの氏名を自書するものとします。</u></p>

<p>「法人会員等」といいます。)は、当社よりカードを貸与された後、善良なる管理者の注意をもってカード及びカード情報を使用・保管・管理するものとし、第三者に貸与・寄託・預入・譲渡・質入又は担保提供等に利用する等第三者への占有の移転は一切できません。</p> <p>6. 法人会員等は、カード情報に関する情報を第三者に漏えい又は使用させることはできません。</p> <p>7. 本規約に違反してカード及びカード情報が第三者に使用されたことにより生じる一切の債務については、本規約を適用し、全て法人会員がその責任を負うものとし、</p> <p>8. カードの有効期限は、当社が指定する月の末日までとし、カードの表面上に表示します。なお、当社所定の時期までに退会の申出がなく、当社が引き続き法人会員として適格と認められた法人会員には新しい有効期限のカードを送付します。ただし、当社が定めた一定期間にカードの利用がない場合には、新しい有効期限のカードを送付しない場合があります。</p> <p>9. 法人会員は、当社が求めた場合には、速やかに当社所定の方法により当社が運営する所定のウェブサイトへ登録するものとし、</p> <p>10. 有効期限内のカード使用による支払については、カードの有効期限経過後といえども、本規約を適用します。</p> <p>11. 法人会員等が万一有効期限を超えてカードを利用した場合、そのカード利用に起因して生じる一切の債務については本規約を適用し、全て法人会員がその責任を負うものとし、</p> <p>12. 当社が認められた法人会員等には、半導体集積回路の機能を組み込んだカード（以下「ICカード」といいます。）を貸与します。法人会員等は、ICカードに格納された機能を利用して当社又は当社の提携先が行う各種サービスを受けることができますものとし、</p> <p>13. 法人会員等は、ICカードの毀損、分解、格納された情報の漏洩、複製、改ざん又は解析等を行わないものとし、</p>	<p>5. カードの所有権は、当社に属するものとします。法人会員等は、当社よりカードを貸与された後、善良なる管理者の注意をもってカード及びカード情報を使用・保管・管理するものとし、第三者に貸与・寄託・預入・譲渡・質入又は担保提供等に利用する等第三者への占有の移転は一切できません。</p> <p>6. 法人会員等は、カード情報に関する情報を第三者に漏えい又は使用させることはできません。</p> <p>7. 本規約に違反してカード及びカード情報が第三者に使用されたことにより生じる一切の債務については、本規約を適用し、全て法人会員がその責任を負うものとし、</p> <p>8. カードの有効期限は、当社が指定する月の末日までとし、カードの表面上に表示します。なお、当社所定の時期までに退会の申出がなく、当社が引き続き法人会員として適格と認められた法人会員には新しい有効期限のカードを送付します。ただし、当社が定めた一定期間にカードの利用がない場合には、新しい有効期限のカードを送付しない場合があります。</p> <p>9. 法人会員は、当社が求めた場合には、速やかに当社所定の方法により当社が運営する所定のウェブサイトへ登録するものとし、</p> <p>10. 有効期限内のカード使用による支払については、カードの有効期限経過後といえども、本規約を適用します。</p> <p>11. 法人会員等が万一有効期限を超えてカードを利用した場合、そのカード利用に起因して生じる一切の債務については本規約を適用し、全て法人会員がその責任を負うものとし、</p> <p>12. 当社が認められた法人会員等には、半導体集積回路の機能を組み込んだカード（以下「ICカード」といいます。）を貸与します。法人会員等は、ICカードに格納された機能を利用して当社又は当社の提携先が行う各種サービスを受けることができますものとし、</p> <p>13. 法人会員等は、ICカードの毀損、分解、格納された情報の漏洩、複製、改ざん又は解析等を行わないものとし、</p>
<p>第12条（複数枚カードを発行する場合の利用可能枠）</p> <p>1. 当社は、法人会員に複数枚カード（追加カード会員を除き、ローンカードを含みます。以下本条において同じ。）を貸与する場合は、前条の定めにかかわらず、法人会員1人あたりのクレジットカード利用可能枠及びそのクレジットカード利用可能枠の内枠として次の各号に定める利用可能枠を審査の上決定し、法人会員に通知します。なお、法人会員1社あたりの利用可能枠は、原則としてショッピング1回払利用可能枠と同じ金額となり、次の各号の利用可能枠の合計にはなりません。</p>	<p>第12条（複数枚カードを発行する場合の利用可能枠）</p> <p>1. 当社は、法人会員に複数枚カード（追加カードを除き、ローンカードを含みます。以下本条において同じ。）を貸与する場合は、前条の定めにかかわらず、法人会員1人あたりのクレジットカード利用可能枠及びそのクレジットカード利用可能枠の内枠として次の各号に定める利用可能枠を審査の上決定し、法人会員に通知します。なお、法人会員1社あたりの利用可能枠は、原則としてショッピング1回払利用可能枠と同じ金額となり、次の各号の利用可能枠の合計にはなりません。</p>
<p>第16条（手数料率、利率の変更）</p> <p>2. 本規約の定めにかかわらず、当社から変更後の基準料率を通知した後は、通知したときにおけるリボルビング払の未決済残高（以下「残高」といいます。）の金額及び変更後の利用分に対して、変更後の基準料率が適用されることに、法人会員は異議がないものとし、</p> <p>3. 当社は、当社が行うキャンペーン等により、法人会員に対して基準料率よりも低い利率（以下「優遇利率」といいます。）を適用することがあります。この場合、当社からその内容及び適用期間を当社所定の方法により法人会員に通知します。なお、適用開始日時点で残高がある場合は、法人会員はその金額について通知された優遇利率が適用されること、及び適用終了後以降に残高がある場合は、その金額について基準料率が適用されることに異議がないものとし、ただし、優遇利率適用期間に法人会員となった場合には、適用期間終了後は基準料率を適用します。</p> <p>4. 前項の優遇利率適用後に法人会員が、本規約に定める期限の利益の喪失事項に該当した場合は、当社所定の基準料率が適用されるものとし、</p>	<p>第16条（手数料率、利率の変更）</p> <p>2. 本規約の定めにかかわらず、当社から変更後の基準料率を通知した後は、変更後の利用分に対してのみ、変更後の基準料率が適用されることに、法人会員は異議がないものとし、</p> <p>3. 削除</p> <p>4. 削除</p>
<p>第17条（費用等の負担）</p> <p>法人会員は、当社に対するカード利用による支払金の支払に要する以下に定める費用を負担するものとし、</p> <p>1. 法人会員は、支払を遅滞したことにより当社が金融機関に再度口座振替の依頼をした場合は、再振替手数料として1回につき200円（税別）、振込用紙を送付した場合は、振込用紙送付手数料として送付回数1回につき200円（税別）当社所定の手数料を別に支払うものとし、</p>	<p>第17条（費用等の負担）</p> <p>法人会員は、当社に対するカード利用による支払金の支払に要する以下に定める費用を負担するものとし、</p> <p>1. 法人会員は、支払を遅滞したことにより当社が振込用紙を送付した場合は、当社所定の手数料を別に支払うものとし、<u>なお、当該手数料は、当社所定のウェブサイト又は会員サイトで告知その他当社所定の方法でお知らせします。</u></p>
<p>第20条（カード利用の停止、会員資格取消し）</p> <p>1. 法人会員等が、支払を怠る等本規約に違反し若しくは違反するおそれがある場合、法人会員等のカード利用状況について、換金目的とした商品購入の疑いがある等不適当又は不審があると当社が認めた場合、法人会員等が前条の再審査に協力しない場合、再審査の結果によりカード利用の継続が不適切であると当社が認めた場合、第3条に基づく当社の請求に応じない場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は法人会員等に通知することなく次の措置をとることができるものとし、</p> <p>4. 前項の場合、法人会員等は、直接当社宛若しくは加盟店等を通じて行うほか、当社所定の方法により、直ちにカードを当社に返却し又は法人会員等の責任においてカードを廃棄し、法人会員は、本規約に定める支払期限にかかわらず、直ちに当社に対する未払債務を支払うものとし、また、当社がカードの回収に要した一切の費用も法人会員が負担するものとし、</p> <p>5. 法人会員が本条第1項又は第3項に該当した場合には、追加カード会員も同様の措置を受けることとなります。</p> <p>6. 悪用被害を回避するために当社が必要と認めた場合、法人会員等はカードの差替に協力するものとし、</p>	<p>第20条（カード利用の停止、会員資格取消し）</p> <p>1. 法人会員等が、支払を怠る等本規約に違反し若しくは違反するおそれがある場合、法人会員等のカード利用状況について、換金目的とした商品購入の疑いがある等不適当又は不審があると当社が認めた場合、法人会員等が前条の再審査に協力しない場合、再審査の結果によりカード利用の継続が不適切であると当社が認めた場合、第3条に基づく当社の請求に応じない場合、<u>不正被害を未然に防止する必要があると当社が認めた場合、</u>その他当社が必要と判断した場合には、当社は法人会員等に通知することなく次の措置をとることができるものとし、</p> <p>4. 前項の場合、法人会員等は、直接当社宛若しくは加盟店等を通じて返却するほか、当社所定の方法により、直ちにカードを当社に返却し又は法人会員等の責任においてカードを廃棄し、法人会員は、本規約に定める支払期限にかかわらず、直ちに当社に対する未払債務を支払うものとし、また、当社がカードの回収に要した一切の費用も法人会員が負担するものとし、</p> <p>5. <u>法人会員は、会員資格の取消後であっても、そのカードに関して生じた一切のカード利用代金等（当社に新たに到着した売上情報を含みます。）について、本規約に基づきその支払の責任を負うものとし、</u></p> <p>6. 法人会員が本条第1項又は第3項に該当した場合には、追加カード会員も同様の措置を受けることとなります。</p> <p>7. 悪用被害を回避するために当社が必要と認めた場合、法人会員等はカードの差替に協力するものとし、</p>

<p>第21条（退会）</p> <p>1. 法人会員は、当社所定の退会手続を行うことによりいつでも退会することができるものとします。2. 法人会員は、退会する場合、直ちに当社から貸与された全てのカード、当該カードに付帯する全てのカード（ETCカード等）を当社へ返却するか、又は、法人会員の責任において破棄するものとします。3. 法人会員が退会した場合には、追加カード会員も当然に退会となり、カードも直ちに当社へ返却するか会員の責任において破棄するものとします。4. 法人会員等は、当社又はサービス提携先が提供する付帯サービスについて、法人会員が退会した時点で利用できなくなることをあらかじめ承諾するものとします。5. 当社は、法人会員が退会する場合、支払日にかかわらず支払債務全額を直ちに請求できるものとします。ただし、当社が認める場合は、通常の支払方法によるものとします。また、法人会員は、未払債務を完済した時点で退会となることを承諾するものとします。6. 法人会員は、当社所定の退会手続を行った後も、そのカードに関して生じた一切のカード利用代金等について、当社から請求があった場合、その支払の責任を負うものとします。7. 当社は、法人会員等が当社所定の期間カードを利用しなかった場合、カード利用可能枠の減枠又はカード利用の停止ができるものとし、また、新しい有効期限のカードを送付しないことができるものとします。また、この場合において、未払債務がない場合には、当社は、法人会員の退会の手続ができるものとします。</p>	<p>第21条（退会）</p> <p>1. 法人会員等は、当社所定の退会手続を行うことによりいつでも退会することができるものとします。2. 法人会員等は、退会する場合、直ちに当社から貸与された全てのカード、当該カードに付帯する全てのカード（ETCカード等）を当社へ返却するか、又は、法人会員の責任において破棄するものとします。3. 法人会員が退会した場合には、追加カード会員も当然に退会となり、カードも直ちに当社へ返却するか法人会員等の責任において破棄するものとします。4. 法人会員等は、当社又はサービス提携先が提供する付帯サービスについて、法人会員が退会した時点で利用できなくなることをあらかじめ承諾するものとします。5. 当社は、法人会員が退会する場合、支払日にかかわらず支払債務全額を直ちに請求できるものとします。ただし、当社が認める場合は、通常の支払方法によるものとします。また、法人会員は、未払債務を完済した時点で退会となることを承諾するものとします。6. 法人会員は、当社所定の退会手続を行った後も、そのカードに関して生じた一切のカード利用代金等について、当社から請求があった場合、その支払の責任を負うものとします。7. 当社は、法人会員等が当社所定の期間カードを利用しなかった場合、カード利用可能枠の減枠又はカード利用の停止ができるものとし、また、新しい有効期限のカードを送付しないことができるものとします。また、この場合において、未払債務がない場合には、当社は、法人会員等の退会の手続ができるものとします。</p>
<p>第21条（退会）</p> <p>6. 法人会員は、当社所定の退会手続を行った後も、そのカードに関して生じた一切のカード利用代金等について、当社から請求があった場合、その支払いの責任を負うものとします。</p>	<p>第21条（退会）</p> <p>6. 法人会員は、当社所定の退会手続を行った後も、そのカードに関して生じた一切のカード利用代金等（当社に新たに到着した売上情報を含みます。）について、当社から請求があった場合、本規約に基づきその支払の責任を負うものとします。</p>
<p>第22条（期限の利益喪失）</p> <p>1. 法人会員は、次のいずれかに該当する場合には、何らの通知、催告を受けることなく当社に対する一切の未払債務について当然に期限の利益を喪失し、その債務全額を直ちに支払うものとします。(1)法人会員等がカードショッピングを利用した場合において、当該支払金の支払を1回でも遅滞した場合(2)法人会員が自ら振出し若しくは引受けた手形、小切手が不渡りになった場合、又は一般の支払を停止した場合(3)法人会員が差押え、仮差押え又は競売の申立てを受けた場合(4)法人会員が滞納処分又は銀行取引停止処分を受けた場合(5)法人会員が破産手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てを受けた場合、又は自らこれらの申立てをした場合(6)法人会員が債務整理のための和解、調停等の申立を受けた場合又は自らこれらの申立てをした場合(7)当社が法人会員について債務整理のため弁護士等に依頼した旨の通知を受けた場合(8)法人会員等が購入した商品（権利を含みます。）の質入、譲渡、質貸その他当社の所有権を侵害する行為をした場合(9)当社が法人会員の会員資格を取消した場合2. 法人会員は、次のいずれかに該当する場合には、当社の請求により当社に対する一切の未払債務について期限の利益を喪失し、その債務全額を直ちに支払うものとします。(1)法人会員等が本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となる場合(2)カードの債務とは異なる法人会員の債務の保証を当社がしているときに、当社が保証先に保証の中止若しくは解約の申入れをした場合又は保証先から保証債務履行の請求を受けた場合(3)相続が開始した場合(4)その他法人会員の信用状態が著しく悪化した場合(5)法人会員が当社の発行するカードを複数所持している場合において、その1枚のカードについて本条に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じた場合</p>	<p>第22条（期限の利益喪失）</p> <p>1. 法人会員は、次のいずれかの事由に該当するときは、何らの通知、催告を受けることなく当社に対する一切の未払債務について当然に期限の利益を喪失し、その債務全額を直ちに支払うものとします。(1)法人会員等がカードショッピングを利用した場合において、当該支払金の支払を1回でも遅滞したとき(2)法人会員が自ら振出し若しくは引受けた手形、小切手が不渡りになったことを当社が知ったとき、又は一般の支払を停止したことを当社が知ったとき(3)法人会員が差押え、仮差押え又は競売の申立てを受けたことを当社が知ったとき(4)法人会員が滞納処分又は銀行取引停止処分を受けたことを当社が知ったとき(5)法人会員が破産手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てを受けたことを当社が知ったとき、又は自らこれらの申立てをしたことを当社が知ったとき(6)法人会員が債務整理のための和解、調停等の申立を受けたことを当社が知ったとき(7)当社が法人会員について債務整理のため弁護士等に依頼した旨の通知を受けたとき(8)法人会員等が購入した商品（権利を含みます。）の質入、譲渡、質貸その他当社の所有権を侵害する行為をしたことを当社が知ったとき(9)当社が法人会員の会員資格を取消したとき2. 法人会員は、次のいずれかに該当する場合には、当社の請求により当社に対する一切の未払債務について期限の利益を喪失し、その債務全額を直ちに支払うものとします。(1)法人会員等が本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき(2)カードの債務とは異なる法人会員の債務の保証を当社がしているときに、当社が保証先に保証の中止若しくは解約の申入れをしたとき又は保証先から保証債務履行の請求を受けた場合(3)その他法人会員の信用状態が著しく悪化したとき(4)法人会員が当社の発行するカードを複数所持している場合において、その1枚のカードについて本条に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じたとき</p>
<p>第27条（債権譲渡の承諾）</p> <p>法人会員は、当社が法人会員に対して有する本契約に基づく債権を、必要に応じて金融機関又は債権回収会社等に譲渡、担保提供その他の処分をすること及び当社が譲渡した債権を譲受人から再び譲り受けることについて、あらかじめ異議なく承諾します。</p>	<p>第27条（債権譲渡の承諾）</p> <p>1. 法人会員は、当社が法人会員に対して有する本契約に基づく債権を、必要に応じて金融機関又は債権回収会社等に譲渡、担保提供その他の処分をすること及び当社が譲渡した債権を譲受人から再び譲り受けることについて、あらかじめ承諾します。 2. 法人会員は、前項の債権譲渡に関して、当社に対して有し、又は将来有することとなる相殺の抗弁、同時履行の抗弁、無効・取消し・解除の抗弁、消滅時効の抗弁その他一切の抗弁を放棄し、また、契約の不成立、不存在を主張しないものとします。ただし、割賦販売法に基づき支払を停止できる債権の譲渡については、この限りではありません。</p>
<p>第28条（準拠法）</p> <p>法人会員と当社との諸契約に関する準拠法は、全て日本法が適用されるものとします。</p>	<p>第28条（準拠法）</p> <p>法人会員等と当社との諸契約に関する準拠法は、全て日本法が適用されるものとします。</p>
<p>第29条（規約の変更）</p> <p>1. 当社は本規約の一部若しくは全てを変更する場合は、当社所定の方法により法人会員等にその内容をお知らせいたします。なお、当社からその内容をお知らせした後に、法人会員等が本カードを使用したとき又は3カ月以内に異議を述べない場合は、法人会員は変更内容を承諾したものとみなされることに異議を述べないものとします。2. 法人会員が本規約を承諾しない場合には、法人会員又は当社は、本規約に基づく契約を解約することができるものとし、当社所定の手続により退会するものとします。なお、この場合、法人会員等は貸与されたカードを切断する等の方法により廃棄するものとします。</p>	<p>第29条（規約の変更）</p> <p>1. 法人会員等は、経済状況の変動や法令改正その他の事情により本規約を変更する必要がある場合には、当社が本規約を変更することがあることを承諾するものとします。 2. 当社は本規約の一部若しくは全てを変更する場合は、変更内容に応じた期間を設けて、当社所定の方法により法人会員にその内容をお知らせいたします。なお、当社からその内容をお知らせした後、本規約の変更日までの間に異議を述べない場合又は本規約の変更日以降に法人会員等がカードを利用した場合は、法人会員等は変更内容を承諾したものとみなして、変更後の本規約を適用します。 3. 前2項は、第9条に定める付帯サービス等のうち当社が提供する付帯サービス等の利用に関する規定等、その他本規約に付随する特約等にも適用されるものとします。 4. 法人会員等が本規約を承諾しない場合には、法人会員等又は当社から解約することができるものとし、カード利用開始前に貸与したカードを切断する等廃棄したうえで、当社所定の手続により退会するものとします。</p>
<p>第30条（合意管轄裁判所）</p> <p>法人会員は、本規約について紛議が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、当社の本社、各支店、営業所を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。</p>	<p>第30条（合意管轄裁判所）</p> <p>法人会員等は、本規約について紛議が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、当社の本社、各支店、営業所を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。</p>

<p>第33条（カードショッピングの支払方法） (5)法人会員等がリボルビング払を指定した場合、毎月の締切日時点のリボルビング利用残高（以下「利用残高」といいます。）に基づく支払元金（ただし、支払元金を取り決めた金額以下となる場合は残金全額となります。）に手数料を加算した金額（以下「弁済金」といいます。）を法人会員は支払う（ただし、法人会員が支払日前に弁済金を支払った場合でも当社が請求した手数料全額をいただきます。）ものとします。ボーナス併用リボルビング払を指定した場合、ボーナス月は、夏期6月、7月、8月のいずれかと、冬期12月、1月のいずれかの組合せとし、加算月及び加算額は、法人会員が当社に届け出るものとします。また、法人会員の申出があり当社が承認した場合は、毎月の支払元金の変更、翌月の支払元金の増額支払ができるものとします。</p>	<p>第33条（カードショッピングの支払方法） (5)法人会員等がリボルビング払を指定した場合、毎月の締切日時点のリボルビング利用残高（以下「利用残高」といいます。）に基づく支払元金（ただし、支払元金を取り決めた金額以下となる場合は残金全額となります。）に手数料を加算した金額（以下「弁済金」といいます。）を法人会員は支払う（ただし、法人会員が支払日前に弁済金を支払った場合でも当社が請求した手数料全額をいただきます。）ものとします。ボーナス併用リボルビング払を指定した場合、ボーナス月は、夏期6月、7月、8月のいずれかと、冬期12月、1月のいずれかの組合せとし、加算月及び加算額は、法人会員が当社に届け出るものとします。また、法人会員の申出があり当社が承認した場合は、毎月の支払元金の増額又は会員が指定した請求月のみ支払元金の増額による支払ができるものとします。ただし、法人会員が指定した請求月のみ支払元金の増額をした場合において、法人会員が当該増額に係る支払金の弁済を怠ったときには、当社は増額の申出が撤回されたものとみなし、増額前の元金及びこれに附随する手数料・遅延損害金のみを請求対象とすることができます。</p>
<p>第34条（遅延損害金） 1. 法人会員がカードショッピングの支払金（以下本条において「支払金」といいます。）を遅滞した場合は、支払日の翌日から支払済の日に至るまで当該支払金に対し、以下の年率（年365日とする日割計算。ただし、うるう年は年366日とします。）を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。(1)分割払又はボーナス払であり、かつ商品や指定権利の購入又は役務の受領にかかわる取引については、当該支払金に対し、年14.6%を乗じた額とカードショッピングの支払金の残金全額に対し、商事法定利率を乗じた額のいずれか低い額。ただし、第11条第3項、第11条第6項又は前条第4項により当社が翌月に一括して請求した取引については、除きます。(2)前号以外の取引及び割賦販売法第35条の3の60第1項に該当する取引については、当該支払金に対し、年14.6%を乗じた額。2. 法人会員が期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまでカードショッピングの支払金の残金全額に対し、以下の年率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。(1)前項第1号の取引については、カードショッピングの支払金の残金全額に対し、商事法定利率を乗じた額。(2)前項第2号の取引については、カードショッピングの支払金の残金全額に対し、年14.6%を乗じた額。</p>	<p>第34条（遅延損害金） 1. 法人会員がカードショッピングの支払金（以下本条において「支払金」といいます。）を遅滞した場合は、支払日の翌日から支払済の日に至るまで当該支払金に対し、以下の年率（年365日とする日割計算。ただし、うるう年は年366日とします。）を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。(1)分割払又はボーナス払であり、かつ商品や指定権利の購入又は役務の受領にかかわる取引については、当該支払金に対し、年14.6%を乗じた額とカードショッピングの支払金の残金全額に対し、法定利率を乗じた額のいずれか低い額。ただし、第11条第3項、第11条第6項又は前条第4項により当社が翌月に一括して請求した取引については、除きます。(2)前号以外の取引及び割賦販売法第35条の3の60第1項に該当する取引については、当該支払金に対し、年14.6%を乗じた額。2. 法人会員が期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまでカードショッピングの支払金の残金全額に対し、以下の年率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。(1)前項第1号の取引については、カードショッピングの支払金の残金全額に対し、法定利率を乗じた額。(2)前項第2号の取引については、カードショッピングの支払金の残金全額に対し、年14.6%を乗じた額。 3. 当社は、遅延損害金を次回以降のご利用代金、手数料、利息のお支払いと合算して請求することができるものとします。ただし、当社の判断により次回以降の支払時以外のときに請求することがあり、会員はこれを承認することとします。</p>
<p>第35条（早期完済の場合の特約） 法人会員は、当初の契約のとおり分割払を履行している場合には、約定支払期間の途中で残金全額を一括して支払うことにより早期完済をすることもできます。この場合の支払金額は下記計算式により算出した金額とします。未払分割支払金合計－期限未到来の手数料＋早期完済手数料。ただし、期限未到来の分割払手数料は、78分法又はそれに準ずる当社所定の計算方法により算出された金額とします。また早期完済手数料は、期限未到来の手数料に対し、10%を超えない範囲の当社所定の割合を乗じた金額とします。</p>	<p>第35条（早期完済の場合の特約） 法人会員は、当初の契約のとおり分割払を履行している場合には、約定支払期間の途中で残金全額を一括して支払うことにより早期完済をすることもできます。この場合の支払金額は下記計算式により算出した金額とします。未払分割支払金合計－期限未到来の分割払手数料＋早期完済手数料。ただし、期限未到来の分割払手数料は、78分法又はそれに準ずる当社所定の計算方法により算出された金額とします。また早期完済手数料は、期限未到来の手数料に対し、10%を超えない範囲の当社所定の割合を乗じた金額とします。</p>
<p>以上 2017年10月9日</p>	<p>以上 2020年4月1日</p>

ヤフー決済専用カードレス特約 : 新旧対照表

旧	新
<p>法人会員は、法人カード会員規約に付帯して、ヤフー決済専用カードレス特約（以下「本特約」といいます。）を承認し、お申込みいただいた場合には、下記の条項が適用されることを承認するものとします。</p>	<p>法人会員等は、法人カード会員規約に付帯して、ヤフー決済専用カードレス特約（以下「本特約」といいます。）が適用されることに合意のうえ、お申込みいただいた場合には、下記の条項が契約の内容となることを承認するものとします。</p>
<p>第1条（会員番号の貸与・管理・登録） 1. 法人カード会員規約第2条及び第5条の定めにかかわらず、当社は物理的なカードの発行に換えて、法人会員に対し会員番号及び有効期限等が記載された書面（以下「会員番号等」といいます。）を交付するものとします。2. 法人会員は、当社より会員番号等が交付された場合、善良なる管理者の注意をもって使用・保管・管理を行うものとし、ヤフー決済で利用時には所定の登録を行うものとします。3. 法人会員は、入会申込みの際、当社に責任者を届け出るものとします。</p>	<p>第1条（会員番号の貸与・管理・登録） 1. 法人カード会員規約第2条及び第5条の定めにかかわらず、当社は物理的なカードの発行に換えて、法人会員に対し会員番号及び有効期限等が記載された書面（以下「会員番号等」といいます。）を交付するものとします。2. 法人会員等は、当社より会員番号等が交付された場合、善良なる管理者の注意をもって使用・保管・管理を行うものとし、ヤフー決済で利用時には所定の登録を行うものとします。3. 法人会員は、入会申込みの際、当社に責任者を届け出るものとします。</p>
<p>第2条（利用目的） 法人会員は、法人会員等がヤフー株式会社へ負う支払債務を決済するためだけに会員番号等を利用するものとし、その他の加盟店等での支払には利用できないことを承諾するものとします。</p>	<p>第2条（利用目的） 法人会員等は、前条で交付された会員番号等について、ヤフー株式会社へ負う支払債務を決済するためだけに利用するものとし、その他の加盟店等での支払には利用できないことを承諾するものとします。</p>
<p>以上 2017年10月9日</p>	<p>以上 2020年4月1日</p>

個人情報の取扱いに関する同意条項 : 新旧対照表

旧	新
ホームページアドレス : http://www.cic.co.jp/	https://www.cic.co.jp/
〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1	〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号館
ホームページアドレス : http://www.iicc.co.jp/	ホームページアドレス : https://www.iicc.co.jp/
ホームページアドレス : http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html	ホームページアドレス : https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/
第3条(個人情報機関への登録・利用) (3)提供方法④上記①乃至③のほか当社所定の方法	第3条(個人情報機関への登録・利用) (3)提供方法①メール、電磁媒体等の電磁的方法②オンラインによる方法③書面による方法 ④上記①乃至③のほか当社所定の方法
第9条(条項の変更) 本同意条項は法令等の定める手続により、必要な範囲内で変更できるものとします。	第9条(条項の変更) 本同意条項及び付随する特約は法人カード会員規約第29条に定める手続により、必要な範囲内で変更できるものとします。
以上 2017年3月29日	以上 2020年4月1日

学資クレジット会員規約 : 新旧対照表

旧	新
<p>第1条（会員）</p> <p>1. 会員とは、「Yahoo! JAPAN利用規約」を承認したうえで「Yahoo! JAPAN ID」を保有する者が、本規約を承認したうえ、本サービスへの入会を申し込み、かつ当社が入会を承諾した方をいいます。なお、会員は、本サービスへの入会申し込み時点又は、入会時点で「Yahoo! JAPAN ID」を保有していない場合は、本サービスの利用を開始するときまでに「Yahoo! JAPAN ID」を保有するものとします。</p> <p>2. 本会員は、当社が入会を承諾し、所定の手続を完了した日をもって、当社と間で契約が成立し、本カードへ入会したものとします。</p>	<p>第1条（本会員）</p> <p>1. 会員とは、「Yahoo! JAPAN利用規約」を承認したうえで「Yahoo! JAPAN ID」を保有する者が、本規約を承認したうえ、本サービスへの入会を申し込み、かつ当社が入会を承諾した方をいいます。なお、会員は、本サービスへの入会申し込み時点又は、入会時点で「Yahoo! JAPAN ID」を保有していない場合は、本サービスの利用を開始するときまでに「Yahoo! JAPAN ID」を保有するものとします。</p> <p>2. 本会員は、当社が入会を承諾し、所定の手続を完了した日をもって、当社と間で契約が成立し、本サービスへ入会したものとします。</p>
<p>第13条（手数料率、利率の変更）</p> <p>1. 当社は、別に定めるリボルビング払の手数料率、遅延損害金の利率（以下総称して「基準料率」といいます。）を、金融情勢等の変化により、変更することができるものとします。なお、変更後の基準料率については、会員に通知するものとします。</p> <p>2. 本規約の定めにかかわらず、当社から変更後の基準料率を通知した後は、通知したときにおけるリボルビング払の未決済残高（以下「残高」といいます。）の全額及び変更後の利用分に対して、変更後の基準料率が適用されることに、会員は異議がないものとします。</p> <p>3. 当社は、当社が行うキャンペーン等により、会員に対して基準料率よりも低い利率（以下「優遇料率」といいます。）を適用することがあります。この場合、当社からその内容及び適用期間を当社所定の方法により当該会員に通知します。なお、適用開始日時時点で残高がある場合は、会員はその全額について通知された優遇料率が適用されること、及び適用終了後以降に残高がある場合は、その全額について基準料率が適用されることに異議がないものとします。ただし、優遇料率適用期間に会員となった場合には、適用期間終了後は基準料率を適用します。</p> <p>4. 前項の優遇料率適用後に会員が、本規約に定める期限の利益の喪失事項に該当した場合は、当社所定の基準料率が適用されるものとします。</p>	<p>第13条（手数料率、利率の変更）</p> <p>1. 当社は、別に定めるリボルビング払の手数料率、遅延損害金の利率（以下総称して「基準料率」といいます。）を、金融情勢等の変化により、変更することができるものとします。なお、変更後の基準料率については、会員に通知するものとします。</p> <p>2. 本規約の定めにかかわらず、当社から変更後の基準料率を通知した後は、変更後の利用分に対してのみ、変更後の基準料率が適用されることに、会員は異議がないものとします。</p> <p>3. 削除</p> <p>4. 削除</p>
<p>第14条（費用等の負担）</p> <p>会員は、当社に対する本サービスの利用による弁済金の支払に要する以下に定める費用を負担するものとします。</p> <p>1. 会員は、支払を遅滞したことにより当社が金融機関に再度口座振替の依頼をした場合は、再振替手数料として1回につき200円（税別）、振込用紙を送付した場合は、振込用紙送付手数料として送付回数1回につき200円（税別）を別に支払うものとします。</p>	<p>第14条（費用等の負担）</p> <p>会員は、当社に対する本サービスの利用による弁済金の支払に要する以下に定める費用を負担するものとします。</p> <p>1. 会員は、支払を遅滞したことにより当社が振込用紙を送付した場合は、振込用紙送付手数料として送付回数当社所定の手数料を別に支払うものとします。なお、当該手数料は、当社所定のウェブサイト又は会員サイトで告知その他当社所定の方法でお知らせします。</p>
<p>第17条（利用の停止、会員資格取消）</p> <p>4. 前項の場合、会員は、直接当社又は加盟店等を通じて行われるほか、当社所定の方法により、直ちに会員の責任において会員番号を廃棄し、本規約に定める支払期限にかかわらず、直ちに当社に対する未払債務を支払うものとします。</p> <p>5. 会員は、悪用被害を回避するために当社が必要と認めた場合、会員番号の差替に協力するものとします。</p> <p>6. 会員は、本サービスの機能が停止した場合には、当社又はサービス提携先が提供する付帯サービスを利用できなくなる場合があることをあらかじめ承諾するものとします。</p>	<p>第17条（利用の停止、会員資格取消）</p> <p>4. 前項の場合、会員は、直接当社又は加盟店等を通じて返却ほか、当社所定の方法により、直ちに会員の責任において会員番号を廃棄し、本規約に定める支払期限にかかわらず、直ちに当社に対する未払債務を支払うものとします。</p> <p>5. 会員は、会員資格の取消後であっても、そのカードに関して生じた一切のカード利用代金等（当社に新たに到着した売上情報を含みます。）について、本規約に基づきその支払の責任を負うものとします。</p> <p>6. 会員は、悪用被害を回避するために当社が必要と認めた場合、会員番号の差替に協力するものとします。</p> <p>7. 会員は、本サービスの機能が停止した場合には、当社又はサービス提携先が提供する付帯サービスを利用できなくなる場合があることをあらかじめ承諾するものとします。</p>
<p>第18条（退会）</p> <p>4. 会員は、当社所定の退会手続を行った後も、その本サービスに関して生じた一切の本サービスの利用代金等について、当社から請求があった場合、その支払の責任を負うものとします。</p>	<p>第18条（退会）</p> <p>4. 会員は、当社所定の退会手続を行った後も、その本サービスに関して生じた一切の本サービスの利用代金等（当社に新たに到着した売上情報を含みます。）について、当社から請求があった場合、本規約に基づきその支払の責任を負うものとします。</p>
<p>第19条（期限の利益喪失）</p> <p>2. 会員は、次のいずれかの事由に該当するときには、当社の請求により当社に対する一切の未払債務について期限の利益を喪失し、その債務全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>(1) 会員が本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき</p> <p>(2) 本サービスの債務とは異なる会員の債務の保証を当社がしているときに、当社が保証先に保証の中止若しくは解約の申入れをしたとき又は保証先から保証債務履行の請求を受けたとき</p> <p>(3) 相続が開始したとき</p> <p>(4) その他会員の信用状態が著しく悪化したとき</p> <p>(5) 会員が、当社が発行するカードを複数所持しているときにおいて、その1枚のカードについて本条に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じたとき</p>	<p>第19条（期限の利益喪失）</p> <p>2. 会員は、次のいずれかの事由に該当するときには、当社の請求により当社に対する一切の未払債務について期限の利益を喪失し、その債務全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>(1) 会員が本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき</p> <p>(2) 本サービスの債務とは異なる会員の債務の保証を当社がしているときに、当社が保証先に保証の中止若しくは解約の申入れをしたとき又は保証先から保証債務履行の請求を受けたとき</p> <p>(3) その他会員の信用状態が著しく悪化したとき</p> <p>(4) 会員が、当社が発行するカードを複数所持しているときにおいて、その1枚のカードについて本条に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じたとき</p>
<p>第24条（債権譲渡の承諾）</p> <p>2. 会員は、前項の債権譲渡に関して、当社に対して有し、又は将来有することとなる相殺の抗弁、同時履行の抗弁、無効・取消し・解除の抗弁、消滅時効の抗弁その他一切の抗弁を放棄し、また、契約の不成立、不存在を主張しないものとします。ただし、第39条に基づく（支払停止の抗弁）に基づき支払を停止できる債権の譲渡については、この限りではありません。</p>	<p>第24条（債権譲渡の承諾）</p> <p>2. 会員は、前項の債権譲渡に関して、当社に対して有し、又は将来有することとなる相殺の抗弁、同時履行の抗弁、無効・取消し・解除の抗弁、消滅時効の抗弁その他一切の抗弁を放棄し、また、契約の不成立、不存在を主張しないものとします。ただし、第35条に基づく（支払停止の抗弁）に基づき支払を停止できる債権の譲渡については、この限りではありません。</p>
<p>第26条（規約の変更）</p> <p>2. 当社は本規約の一部又は全てを変更する場合は、変更内容に応じた期間を設けて、ウェブサイト又は会員サイトでの告知、その他当社所定の方法により会員にその内容を通知します。なお、当社からその内容を通知した後に、会員が本サービスを使用したとき又は本規約の変更日までの間を述べない場合は、会員は変更内容を承諾したものとみなして、変更後の本規約を適用します。</p> <p>3. 会員が本規約の変更を承諾しない場合には、会員又は当社から本規約に基づく全ての契約関係を解約することができるものとし、その場合に会員は、本サービス利用開始前に発行した会員番号を廃棄したうえで、当社所定の手続により退会するものとします。</p> <p>4. 前三項は、第3条に定める各サービス規約、第7条に定める付帯サービス等のうち当社が提供する付帯サービス等の利用に関する規定等、その他本規約に付随する特約等にも適用されるものとします。</p>	<p>第26条（規約の変更）</p> <p>2. 当社は本規約の一部又は全てを変更する場合は、変更内容に応じた期間を設けて、ウェブサイト又は会員サイトでの告知、その他当社所定の方法により会員にその内容を通知します。なお、当社からその内容を通知した後に、会員が本規約の変更日までの間を述べない場合又は本規約の変更日以降に会員が本サービスを利用した場合には、会員は変更内容を承諾したものとみなして、変更後の本規約を適用します。</p> <p>3. 会員が本規約の変更を承諾しない場合には、会員又は当社から本規約に基づく全ての契約関係を解約することができるものとし、その場合に会員は、本サービス利用開始前に発行した会員番号を廃棄したうえで、当社所定の手続により退会するものとします。</p> <p>4. 前三項は、第3条に定める各サービス規約、第4条及び第7条に定める付帯サービス等のうち当社が提供する付帯サービス等の利用に関する規定等、その他本規約に付随する特約等にも適用されるものとします。</p>

<p>第30条（支払方法） 6. 会員は、利用残高の一部を、当社に事前に電話等による連絡のうえ、当社所定の方法により繰り上げ返済ができるものとします。</p>	<p>第30条（支払方法） 6. 会員は、利用残高の一部を、当社に事前に電話等による連絡のうえ、当社所定の方法により繰り上げ返済ができるものとします。<u>なお、会員の申出があり当社が承認した場合は、毎月の支払元金の増額又は会員が指定した請求月のみ支払元金の増額による支払ができるものとします。ただし、会員が指定した請求月のみ支払元金の増額をした場合において、会員が当該増額に係る支払金の弁済を怠ったときには、当社は増額の申出が撤回されたものとみなし、増額前の元金及びこれに附随する手数料・遅延損害金のみを請求対象とすることができます。</u></p>
<p>第32条（遅延損害金） 1. 会員が弁済金を遅滞した場合は、支払日の翌日から支払済の日に至るまで弁済金元金に対し、年14.6%（年365日とする日割計算。ただし、うるう年は年366日とします。）を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。 2. 会員が期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで弁済金元金の残金全額に対し、年14.6%を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。</p>	<p>第32条（遅延損害金） 1. 会員が弁済金を遅滞した場合は、支払日の翌日から支払済の日に至るまで弁済金元金に対し、年14.6%（年365日とする日割計算。ただし、うるう年は年366日とします。）を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。 2. 会員が期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで弁済金元金の残金全額に対し、年14.6%を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。 <u>3. 当社は、遅延損害金を次回以降のご利用代金、手数料、利息のお支払いと合算して請求することができるものとします。ただし、当社の判断により次回以降の支払時以外のときに請求することがあり、会員はこれを承認することとします。</u></p>
<p>以上 2015年7月24日</p>	<p>以上 2020年4月1日</p>

学資クレジット会員サービスメニュー利用者規定 : 新旧対照表

旧	新
<p>第15条（本規定の変更）</p> <p>1. 当社は、利用者への事前通知又は承諾なくして、本規定を随時変更することができるものとします。</p>	<p>第15条（本規定の変更）</p> <p>当社は、<u>会員規約に定める変更手続に従い</u>、本規定を随時変更することができるものとします。</p>
<p>以上</p> <p>2017年4月3日</p>	<p>以上</p> <p>2020年4月1日</p>

学資クレジットWEB明細利用規定 : 新旧対照表

旧	新
<p>第1条（本機能内容） 「WEB明細」（以下「本機能」といいます。）とは、学資クレジット会員（以下「会員」といいます。）に対し、毎月のご利用代金請求明細書及びご契約内容のご案内、学資クレジット会員規約（以下総称して「通知書類」といいます。）を、郵送による方法に替えて本利用規定に定める方法を利用して提供するサービスをいいます。なお、会員は、本機能を利用するにあたって、ワイジェイカード株式会社（以下「当社」といいます。）とヤフー株式会社（以下「ヤフー」といいます。）が運営する会員サイト（以下「会員サイト」といいます。）に登録するものとします。</p>	<p>第1条（本機能内容） 「WEB明細」（以下「本機能」といいます。）とは、学資クレジット会員（以下「会員」といいます。）に対し、毎月のご利用代金請求明細書及びご契約内容のご案内、学資クレジット会員規約（以下総称して「通知書類」といいます。）を郵送による方法に替えてWEB明細利用規定（以下、「本利用規定」といいます。）に定める方法を利用して提供するサービスをいいます。なお、会員は、本機能を利用するにあたって、ワイジェイカード株式会社（以下「当社」といいます。）とヤフー株式会社（以下「ヤフー」といいます。）が運営する会員サイト（以下「会員サイト」といいます。）に登録するものとします。</p>
<p>以上 平成27年7月24日</p>	<p>以上 2020年4月1日</p>